

令和 8 年度

鹿児島県交通安全実施計画



鹿児島県交通安全対策会議

は じ め に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、第12次鹿児島県交通安全計画（令和8年度～令和12年度）を踏まえ、令和8年度において、国の指定地方行政機関及び県並びに関係機関が、本県の陸上交通の安全に関して講ずべき交通安全に関する各種施策を計画的に推進するために必要な事項について定めたものである。

この計画の実施に当たっては、人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、関係機関・団体が相互に緊密な連携のもと、県民の理解と協力を得て、各般にわたる諸施策を適切かつ効果的に推進し、交通事故のない社会を目指すものとする。

目 次

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
ア 生活道路における交通安全対策の推進	
イ 通学路等における交通安全の確保	
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	
(2) 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化	3
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	5
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	
イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進	
ウ 幹線道路における交通規制	
エ 重大事故の再発防止	
オ 適切に機能分担された道路網の整備	
カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進	
キ 道路の改築等による交通事故対策の推進	
ク 交通安全施設等の高度化	
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	9
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理	
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
ウ 幹線道路対策の推進	
エ 交通円滑化対策の推進	
オ 農道対策の推進	
カ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	
キ 道路交通環境整備への住民参加の促進	
ク 連絡会議等の活用	
ケ 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備	
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	13
(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化	14
(7) 無電柱化の推進	15
(8) 効果的な交通規制の推進	15
(9) 自転車利用環境の総合的整備	16
(10) ITS の活用	17
ア 道路交通情報通信システムの整備	
イ 新交通管理システムの推進	
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進	
エ ETC2.0 等デジタルデータの活用推進	
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進	
(11) 交通需要マネジメントの推進	18
ア 公共交通機関の利用促進	
イ 貨物自動車利用の効率化	

(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	19
ア	災害に備えた道路の整備	
イ	災害に強い交通安全施設等の整備	
ウ	災害発生時における交通規制	
エ	災害発生時における情報提供の充実	
(13)	総合的な駐車対策の推進	22
ア	きめ細かな駐車規制の推進	
イ	違法駐車対策の推進	
ウ	駐車場等の整備	
エ	違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	
オ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
(14)	道路交通情報の充実	23
ア	情報収集・提供態勢の充実	
イ	ITS を活用した道路交通情報の高度化	
ウ	適正な道路交通情報提供事業の促進	
エ	分かりやすい道路交通環境の確保	
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	24
ア	道路の使用及び占用の適正化等	
イ	休憩施設等の整備の推進	
ウ	こどもの遊び場等の確保	
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	
オ	降灰除去活動の推進	
第2節 交通安全思想の普及徹底		
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	28
ア	幼児に対する交通安全教育の推進	
イ	小学生に対する交通安全教育の推進	
ウ	中学生に対する交通安全教育の推進	
エ	高校生に対する交通安全教育の推進	
オ	成人に対する交通安全教育の推進	
カ	高齢者に対する交通安全教育の推進	
キ	障害者に対する交通安全教育の推進	
ク	外国人に対する交通安全教育の推進	
ケ	交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実	
コ	交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実	
(2)	効果的な交通安全教育の推進	38
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	39
ア	交通安全運動の推進	
イ	歩行者の安全確保	
ウ	自転車の安全利用の推進	
エ	自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進	
オ	新しい小型モビリティの安全対策	
カ	効果的な広報の実施	
キ	その他の啓発活動の推進	
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	48
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	49

第3節 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実	50
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	
イ 運転者に対する再教育等の充実	
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	
エ 二輪車安全運転対策の推進	
オ 高齢運転者対策の充実	
カ 外国人運転者対策の強化	
キ 自動車安全運転センターの業務の充実	
ク 自動車運転代行業の指導育成等	
ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	
コ 危険な運転者の早期排除等	
(2) 運転免許業務の改善	55
(3) 自動運転等の安全の確保と支援	56
ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等	
イ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援	
(4) 安全運転管理の推進	57
(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	58
ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	
イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶	
ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進	
エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策	
オ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策	
カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進	
ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	
ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	
コ トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化	
(6) 交通労働災害の防止等	59
ア 交通労働災害の防止	
イ 運転者の労働条件の適正化等	
(7) 道路交通に関連する情報の充実	60
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等	
イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	
ウ 気象情報等の充実	

第4節 車両の安全性の確保

(1) 自動車アセスメント情報の提供等	62
(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	62
ア 自動車の検査の充実	
イ 自動車点検整備の充実	
(3) リコール制度の充実・強化	63
(4) 自転車の安全性の確保	63

第5節	道路交通秩序の維持	
(1)	交通指導取締りの強化等	64
ア	一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	
イ	高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	
(2)	交通事故事件等に係る緻密かつ適正な捜査の一層の推進	65
ア	危険運転致死傷罪に係る捜査の徹底	
イ	交通事故事件等に係る捜査力の強化	
ウ	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	
(3)	暴走族対策の推進	65
ア	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
イ	暴走行為阻止のための環境整備	
ウ	暴走族等に対する交通指導取締りの推進	
エ	暴走族関係事犯者の再犯防止	
オ	車両の不正改造の防止	
第6節	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	67
ア	救助体制の整備・拡充	
イ	多数の負傷者発生時における救助・救急体制の充実	
ウ	自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	
エ	救急救命士の養成・配置等の促進	
オ	救助・救急用資機材の整備の推進	
カ	消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
キ	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	
(2)	救急医療体制の整備	68
ア	救急医療機関等の整備	
イ	救急医療担当医師・看護師等の養成等	
ウ	ドクターヘリ事業の推進	
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	69
第7節	被害者等支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	69
ア	無保険（無共済）車両対策の徹底	
イ	任意の自動車保険（自動車共済）の広報・啓発等	
(2)	損害賠償の請求についての援助等	70
ア	交通事故相談活動の推進	
イ	損害賠償請求の援助活動等の強化	
(3)	交通事故被害者等支援の充実強化	71
ア	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	
イ	交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進	
第8節	交通事故分析の高度化	71

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	72
(2) 運転保安設備等の整備	74
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	76
第3節 鉄道の安全な運行の確保	
(1) 保安監査の実施	78
(2) 運転士等の資質の保持	79
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	80
(4) 気象情報等の充実	82
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	84
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	86
(7) 計画運休への取組	84
第4節 救助・救急活動の充実	88

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、 バリアフリー化の促進	89
第2節 踏切道の統廃合の促進	89
第3節 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施	89
第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	89

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 通学路の合同点検において、要対策とされた箇所や、各市町村にて作成している通学路交通安全プログラムに記載されている箇所を中心に、児童や幼児の通行の安全を確保するための歩道等の整備推進を図り、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 特定交通安全施設等整備事業：1,256,361 千円の内数 県単交通安全施設整備事業：1,284,000 千円の内数 人にやさしい道づくり事業：110,000 千円の内数	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 歩行者の視点に立った交通安全対策を推進していくため、通学路等、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設の整備や効果的な交通規制の実施等きめ細かな事故防止対策を実施する。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 1 生活道路、通学路における交通安全対策として、交通事故発生状況や地域の関係者等からの要望等を踏まえ、道路管理者と連携し、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さく、スムーズ横断歩道といった物理的デバイスとの適切な組み合わせによる「ゾーン 30 プラス」の整備の推進を図る。 信号機の改良、リアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施する。 2 通学路における安全確保について、教育委員会等の関係機関と連携した合同点検を実施し、安全対策を検討の上、横断歩道の補修等の的確な交通規制及び安全対策を講じる。 あわせて、バス停留所における安全確保について、バス事業者等の関係機関で構成する合同検討会により、必要な対策を検討し、推進する。 3 バリアフリー法に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に信号灯器の LED 化、道路標識の高輝度化、高度化 PICS の整備を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。 高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、カラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置の明示等の対策を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 鹿児島国道事務所 (1) 歩道・自転車通行空間整備 ・国道10号野久美田自転車通行空間整備（霧島市隼人町） ・国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町） ・国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町） ・国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町） ・国道226号北十町歩道整備（指宿市十町） ・国道226号瀬々串歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町） 2 大隅河川国道事務所 (1) 歩道整備 ・国道220号野井倉歩道整備（志布志市有明町野井倉） ・国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田） ・国道220号永吉歩道整備（曾於郡大崎町永吉） ・国道220号磯脇歩道整備（垂水市牛根麓） ・国道224号持木歩道整備（鹿児島市東桜島町）	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	県土木部都市計画課	
【計画の実施方針】		
通学路に指定されている区間等を、児童や幼児の通行の安全を確保するため、街路事業等により歩道や交通広場の整備を行い、安全かつ円滑・快適な歩行空間の整備を促進する。		
【令和８年度事業計画の内容】		
街路事業等による歩行空間整備の促進		
事業名	事業量	事業費(千円)
街路事業	３箇所	632,000

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	イ 通学路等における交通安全の確保

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業におけるバス停留所の交通安全上の実態把握及び安全性確保対策を講じるため、令和2年12月15日に国、県、県警察等の関係機関や道路管理者と乗合バス事業者及びその組織する団体で構成された「鹿児島県バス停留所安全性確保合同検討会」を活用し必要な対策を推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 令和2年12月15日の「鹿児島県バス停留所安全性確保合同検討会」にて、安全上の優先度からABCのランクにて、それぞれ7バス停、29バス停、12バス停の合計48バス停が危険なバス停として公表された。 個別のバス停毎にバス事業者や関係機関と連携してバス停の移設等安全性が確保されるよう取り組んだ結果、令和8年3月31日現在でABCのそれぞれ7バス停、18バス停、6バス停の合計31バス停の安全対策が終了した。 必要な安全対策が完了するまでの間は、ソフト対策として、バス停やバス車内における注意喚起のためのチラシの設置や、車内放送による旅客降車時のアナウンスなどの対策を指示するとともに、関係機関で実施される小中高における交通安全教育や横断歩行者の安全確保にも連携して取り組む。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(2) 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化
細 目	

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。 特に、高規格道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。 【令和8年度事業計画の内容】 1 鹿児島国道事務所 (1) 高規格道路 ・芦北出水道路（南九州西回り自動車道） ・阿久根川内道路（南九州西回り自動車道） ・鹿児島東西道路 (2) バイパス等 ・国道10号 白浜拡幅 ・国道10号 鹿児島北バイパス ・国道220号 亀割峠防災 ・国道226号 喜入防災 (3) 歩道・自転車通行空間整備 ・国道10号野久美田自転車通行空間整備（霧島市隼人町）	

- ・国道 2 2 5 号平山歩道整備（南九州市川辺町）
- ・国道 2 2 5 号両添地区事故対策（南九州市川辺町）
- ・国道 2 2 5 号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町）
- ・国道 2 2 6 号北十町歩道整備（指宿市十町）
- ・国道 2 2 6 号瀬々串歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町）
- (4) 交差点改良
 - ・国道 1 0 号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）
- (5) 視距改良
 - ・国道 2 2 5 号清水視距改良（南九州市川辺町 1 箇所）
- 2 大隅河川国道事務所
 - (1) 高規格道路
 - ・国道 2 2 0 号 日南・志布志道路
 - ・国道 2 2 0 号 油津・夏井道路
 - (2) バイパス等
 - ・国道 2 2 0 号 牛根境防災
 - (3) 歩道整備
 - ・国道 2 2 0 号野井倉歩道整備（志布志市有明町野井倉）
 - ・国道 2 2 0 号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田）
 - ・国道 2 2 0 号永吉歩道整備（曾於郡大崎町永吉）
 - ・国道 2 2 0 号磯脇歩道整備（垂水市牛根麓）
 - ・国道 2 2 4 号持木歩道整備（鹿児島市東桜島町）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細 目	

実施機関	県土木部道路建設課
【計画の実施方針】 高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を図る。 県においては、高規格道路の整備を推進することにより、広域移動を目的とした道路利用者の利便性向上を図る。 それにより移動目的に応じた通過交通と域内交通を効果的に分散させ、生活道路の利用者の安全性を向上させる。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 [高規格道路] ・北薩横断道路（阿久根高尾野道路、溝辺道路、宮之城道路）の整備推進 ・大隅縦貫道（吾平大根占田代道路）の整備推進	
○ 令和 8 年度高規格道路事業費	
高規格道路	5,938百万円
※ 上記数値は令和 8 年度県当初予算による。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 1 事故ゼロプランの推進 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクル（一連の業務を行う上で、計画を立てて実行し、結果を評価して改善し、次期業務へ反映させること）を適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。 2 事故危険箇所対策の推進 特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。 3 適切に機能分担された道路網の整備 高規格道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、都道府県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。 国民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。 4 改築等による交通事故対策の推進 交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進する。 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、	

これらの者の交通量や通行の状況に即して、歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。

5 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

1 鹿児島国道事務所

(1) 高規格道路

- ・ 芦北出水道路（南九州西回り自動車道）
- ・ 阿久根川内道路（南九州西回り自動車道）
- ・ 鹿児島東西道路

(2) バイパス等

- ・ 国道10号 白浜拡幅
- ・ 国道10号 鹿児島北バイパス
- ・ 国道220号 亀割峠防災
- ・ 国道226号 喜入防災

(3) 交差点改良

- ・ 国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）

(4) 視距改良

- ・ 国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

(1) 高規格道路

- ・ 国道220号 日南・志布志道路
- ・ 国道220号 油津・夏井道路

(2) バイパス等

- ・ 国道220号 牛根境防災

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

県単交通安全施設整備事業 : 1,284,000 千円の内数

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講ずるため実施している現場点検、現地検討会等（一次点検）に加えて、一次点検の結果を警察本部、警察署等で共有することにより、道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の発生を防止するため、必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスの実施を推進する。	
【令和８年度事業計画の内容】 一次点検の結果を踏まえ、危険箇所における交通事故の発生を防止するため、必要と認められる交通規制を実施するほか、交通安全施設や道路整備について道路管理者へ働き掛ける。	

章	１ 道路交通の安全
節	１ 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	ウ 幹線道路における交通規制

実施機関	県警察本部交通規制課・高速道路交通警察隊
【計画の実施方針】 高速自動車国道等の幹線道路については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態の変化等に即した交通規制となるよう見直しを推進する。	
【令和８年度事業計画の内容】 幹線道路の交通事故多発区間においては、事故原因の分析に基づき、交通規制の新設や変更について検討する。 また、幹線道路沿いの生活環境の保全や交通特性等を踏まえた速度規制等の見直しを推進する。 高速道路については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう、見直しの必要性を検討する。	

章	１ 道路交通の安全
節	１ 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	エ 重大事故の再発防止

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該事故の発生原因について調査するとともに、警察、道路管理者等が連携して、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同種事故等の再発防止を図る。	
【令和８年度事業計画の内容】 １ 交通死亡事故現場診断等の実施 交通死亡事故が発生した際には、発生直後の交通事故防止に関心が高い時期を捉え、当該死亡事故現場付近の住民や道路管理者等関係機関・団体と合同で事故の原因や道路環境等を診断し、これに基づき速やかな安全対策を講ずることで、交通事故の再発防止を図る。 ２ 交通事故多発地点等特別対策合同現場診断の実施	

県内の交通事故多発地点等において、地域住民や道路管理者等関係機関・団体と合同で現場診断を実施し、各現場に応じた安全対策を講ずることで、交通事故防止を図る。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	オ 適切に機能分担された道路網の整備 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

実施機関 県土木部道路建設課

【計画の実施方針】

高規格道路から生活道路に至る道路交通ネットワークを体系的に整備するとともに、道路改良に合わせて歩道の整備を推進し、自動車、歩行者、自転車等の異種交通の分離を図る。

道路の改築（拡幅やバイパス工事等）による交通事故対策を推進することにより、交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保を図り、利用者の安全性を向上させる。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 歩道等の整備
歩道等の設置が必要な箇所については、拡幅やバイパス工事に併せて整備を推進。
- 2 未改良道路等の整備
車両等の離合・交通に支障をきたしている区間の整備を推進。

○ 令和8年度道路建設課所管事業

箇 所	130箇所
予 算	13,826百万円

※ 上記数値は令和8年度県当初予算による。（国直轄事業負担金、高規格道路を除く）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化

実施機関 西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所

【計画の実施方針】

交通安全対策を総合的に実施する観点から、適切な道路の維持管理を積極的に推進するとともに、交通安全施設等の整備を計画的にすすめ、安全水準の維持、向上を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 ワイヤロープ事故対策強化 (21百万円)
- 2 事故多発箇所における交通事故対策 (36百万円)
- 3 視認性低下等標識の取替・撤去等 (73百万円)
- 4 視線誘導標等取替 (24百万円)

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

実施機関

県土木部都市計画課

【計画の実施方針】

狭小な道路の拡幅、歩道の整備等による道路交通環境の整備を引き続き行う。

【令和８年度事業計画の内容】

街路事業等による歩行空間整備の促進

事業名	事業量	事業費(千円)
街路事業	３箇所	632,000

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	ク 交通安全施設等の高度化

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等の交通安全施設等の整備を推進する。 また、信号機について、交通状況の変化に合理的に対応できるよう、集中制御化、系統化、多現示化等の高度化を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 複数の信号機を連動させる集中制御化等の信号制御の改良を推進する。 2 道路標識・標示の整備	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ 幹線道路対策の推進 エ 交通円滑化対策の推進 カ ITS化の推進による安全で快適な道路環境の実現 キ 道路交通環境整備への住民参加の促進 ク 連絡会議等の活用

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 1 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 生活道路において人優先の考えの下、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保、自転車利用環境の整備を図る。	

2 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。

3 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

4 連絡会議等の活用

都道府県警察と道路管理者が設置している「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

1 鹿児島国道事務所

(1) 高規格道路

- ・ 芦北出水道路（南九州西回り自動車道）
- ・ 阿久根川内道路（南九州西回り自動車道）
- ・ 鹿児島東西道路

(2) バイパス等 ・ 国道10号 白浜拡幅

- ・ 国道10号 鹿児島北バイパス
- ・ 国道220号 亀割峠防災
- ・ 国道226号 喜入防災

(3) 歩道・自転車通行空間整備 事業費：445、000 千円

- ・ 国道10号野久美田自転車通行空間整備（霧島市隼人町）
- ・ 国道225号平山歩道整備（南九州市市川辺町）
- ・ 国道225号両添地区事故対策（南九州市市川辺町）
- ・ 国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町）
- ・ 国道226号北十町歩道整備（指宿市十町）
- ・ 国道226号瀬々串歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町）

(4) 交差点改良 ・ 国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）

(5) 視距改良 ・ 国道225号清水視距改良（南九州市市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

(1) 高規格道路

- ・ 国道220号 日南・志布志道路
- ・ 国道220号 油津・夏井道路

(2) バイパス等

- ・ 国道220号 牛根境防災

(3) 歩道整備

- ・ 国道220号野井倉歩道整備（志布志市有明町野井倉）
- ・ 国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田）
- ・ 国道220号永吉歩道整備（曾於郡大崎町永吉）
- ・ 国道220号磯脇歩道整備（垂水市牛根麓）
- ・ 国道224号持木歩道整備（鹿児島市東桜島町）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進（追加依頼） ウ 幹線道路対策の推進（追加依頼） エ 交通円滑化対策の推進 カ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 キ 道路交通環境整備への住民参加の促進 ク 連絡会議等の活用 ケ 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 社会資本整備重点計画に即して、道路管理者と連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業等を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。	
【令和８年度事業計画の内容】 1 交通環境の変化等により効果が低下した施設の撤去、施設の長寿命化等によるストック管理、維持管理・更新に係るトータルコストの削減等を推進する。 2 生活道路における「ゾーン 30 プラス」の整備を推進するとともに、横断歩道の設置や効果的かつ適切な管理等により、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 3 事故危険箇所等における信号機のサイクル、スプリット、オフセット等の設定の見直しを推進するとともに、系統化等の必要な改良を推進する。 4 交通管制システム、交通信号機の改良等により、交通の円滑化を図る。 5 集中制御された交通信号機を改良するほか、新交通管理システム（UTMS）を推進する。 6 警察署協議会や各種交通安全関連会議、「信号機BOX」、「標識BOX」、警察安全相談等を活用して道路利用者の意見・要望を把握する。 7 地域住民及び道路利用者が主体的に参加する交通安全総点検等において道路利用者と道路行政関係機関等が合同で現場確認の上、安全対策についての意見要望を把握する。 8 新設道路や道路改良については、供用開始後の交通流の変化等を十分に考慮し、信号柱・標識柱の建柱場所や歩行者滞留スペースの確保などについて、事前協議の段階から道路管理者との間で十分な調整を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 視認性が低下した道路標識について、計画的な点検や修繕を推進する。	
【令和８年度事業計画の内容】 県単交通安全施設整備事業 : 1,284,000 千円の内数	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 自転車活用推進計画等に基づき、自転車通行空間の整備を行う。	
【令和8年度事業計画の内容】 特定交通安全施設等整備事業：1、256、361 千円の内数	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ウ 幹線道路対策の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において交通事故対策を図る。	
【令和8年度事業計画の内容】 県単交通安全施設整備事業：1,284,000 千円の内数	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	オ 農道対策の推進

実施機関

県農政部農地保全課

【計画の実施方針】

農道では、道路整備計画時点から交通安全面での関係機関協議を十分に行い、事故防止対策を実施する。

また、交差点改良や施設整備等については管理主体である市町村とも協議を行った上で各種対策を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

農道改良及び既設農道の点検診断に伴う補修や更新整備、交通安全対策の実施により道路交通環境の整備を行う。

事業区分	事業量	事業費
農道改良	6箇所	233,000千円
農道保全（補修・更新）	21箇所	1,265,577千円
農道保全（点検診断）	7箇所	117,600千円
合計	34箇所	1,616,177千円

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ク 連絡会議等の活用

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 「道路交通環境安全推進連絡協議会」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。	
【令和８年度事業計画の内容】 県単交通安全施設整備事業　：1,284,000 千円の内数	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 高齢運転者の交通事故防止対策を推進するに当たり、高齢運転者の運転免許自主返納は、有効な施策であることから、申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書制度について、積極的な広報に努めるとともに、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、運転免許の自主返納者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援を充実させることにより、加齢等に伴い運転に不安を覚える高齢者等が、運転免許を返納しやすい環境の整備を図る。	
【令和８年度事業計画の内容】 - 運転免許を自主返納した高齢者等に対する支援の拡充 各警察署において、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等への働き掛けを実施し、支援の拡充を図る。 - 関係機関・団体等への働き掛け 運転免許を自主返納した高齢者等の代替交通手段を確保するため、自治体の関係機関等に対し、コミュニティバス、デマンド型交通の導入等を働き掛ける。 - 広報啓発活動の実施 SNS等の各種媒体等を活用した広報啓発活動を展開し、「自主返納者に対する各種支援制度」等の周知を図る。 - 地域包括支援センターへの情報連絡制度の運用促進 認知症等で運転免許の自主返納を行った高齢者が、生活支援等の相談を希望する場合には、警察から地域包括支援センターに情報提供を行い、自主返納後に必要な生活支援を受けられるよう働き掛ける。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
細 目	

実施機関	県総合政策部交通政策課
【計画の実施方針】 1 地方バス路線維持対策 地域住民の日常生活に必要なバス路線のうち、複数の市町村を運行する広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費等に対し、国と連携して運行費等の支援を行う。 2 地方公共交通特別対策 過疎地域における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、国の補助要件を満たさない路線バス等に対し、市町村と連携して運行費等の支援を行う。 3 自家用有償旅客運送対策 バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、道路運送法第79条に基づき、市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する際の事業所の登録、更新等に係る手続きを実施。 本県は、権限移譲により、平成28年度から県において、登録等の事務を行っている。 4 地域公共交通計画の推進 地域公共交通計画を推進し、地域公共交通の維持・確保を図る。 5 地域公共交通のDX推進 利用者の利便性向上を図るとともに、路線バス事業者の経営を効率化するため、バス事業者におけるキャッシュレス決済機器等のシステム導入に係る費用への支援を行う。 6 地域公共交通ネットワーク維持対策 路線バスの利用促進を図るため、特定の期間・時間帯においてバス運賃を半額にする実証的なキャンペーンを行う。 【令和8年度事業計画の内容】 1 地方バス路線維持対策 (369,532千円) 広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費や車両購入に係る減価償却費等を補助する。 2 地方公共交通特別対策 (261,240千円) 廃止路線代替バス等の運行に係る運行費及び車両購入費等の一部を補助する。 3 自家用有償旅客運送対策 自家用有償を実施している事業所の更新等に係る手続き及び市町村が実施する運営協議会への参加。 4 地域公共交通計画の推進 (1,971千円) 令和5年度に策定した鹿児島県地域公共交通計画を基に、地域公共交通の維持・確保のため、必要な施策を推進する。 5 地域公共交通のDX推進 (173,793千円) ※事業費額のため路線バス以外の補助額含む 利用者の利便性向上を図るとともに、路線バス事業者の経営を効率化するため、バス事業者におけるキャッシュレス決済機器等のシステム導入に係る費用への支援を行う。 6 地域公共交通ネットワーク維持対策（路線バス利用拡大促進） (59,493千円) 路線バスの利用促進を図るため、特定の期間・時間帯においてバス運賃を半額にする実証的なキャンペーンを行う。	

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化
細目	

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 高齢者、障害者等を含めた全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、歩	

道の段差解消を図り、バリアフリー化を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

県単交通安全施設整備事業 : 1,284,000 千円の内数
人にやさしい道づくり事業 : 110,000 千円
電線共同溝整備事業 : 118,320 千円

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(7) 無電柱化の推進
細 目	

実施機関 九州地方整備局

【計画の実施方針】

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト削減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保に取り組む。

【令和8年度事業計画の内容】

鹿児島県国道事務所

無電柱化事業

- ・国道3号薩摩川内市上川内地区無電柱化
- ・国道3号鹿児島市伊敷脇田地区無電柱化
- ・国道225号鹿児島市宇宿地区無電柱化

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(7) 無電柱化の推進
細 目	

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、「無電柱化の推進に関する法律」に基づく無電柱化推進計画に関する事業を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

電線共同溝整備事業 : 118,320 千円

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(8) 効果的な交通規制の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、交通実態の変化等に即した交通規制を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 交通実態を調査・分析し、交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施を推進する。 2 信号制御については、歩行者・自転車の横断実態等を踏まえ、信号現示の調整等の運用改善を推進する。 3 県公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。	

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(9) 自転車利用環境の総合的整備
細目	

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 自転車活用推進計画等に基づき、自転車通行空間の整備を行う。	
【令和8年度事業計画の内容】 特定交通安全施設等整備事業 : 1,256,361千円の内数	

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(9) 自転車利用環境の総合的整備
細目	

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するため、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者、自転車及び自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故防止対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する。 また、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車をはじめとする新たな電動モビリティの交通の安全を確保する上でも、自転車の交通秩序を整序化する必要がある。	
【令和8年度事業計画の内容】 自転車通行の安全性を向上させるため、普通自転車専用通行帯等の設置区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、駐車禁止又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。 自転車関連事故の発生状況や自転車の交通実態等を調査・分析した上で、各地方公共団体が策定する自転車活用推進計画や自転車ネットワークに関する計画及び道路管理者が策定する自転車通行空間の整備に関する計画に交通管理上必要な意見が反映されるよう、関係機関に必要な情報を提供するとともに、これらの計画の策定又は改定の検討段階から積極的に協議を行うほか、道路管理者と連携し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(9) 自転車利用環境の総合的整備
細 目	

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 自転車通行帯をふさぐ等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両の取締りを強化する。	
【令和8年度事業計画の内容】 違法駐車取締りに当たっては、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向してメリハリをつけた取締りを推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(10) I T S の活用
細 目	ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 情報通信技術等を用いた「高度道路交通システム」（I T S）を引き続き推進し、道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を図る。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を推進する。 2 新交通管理システム（UTMS）の中核となる高度交通管制システム（ITCS）の整備・拡充を推進する。 3 信号情報活用運転支援システム（TSPS）を始めとするUTMSの整備を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(10) I T S の活用
細 目	エ E T C 2.0等デジタルデータの活用推進

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 E T C 2.0車載器を搭載した車両から収集するプローブ情報から「挙動履歴」等を集約・加工処理することで、交通事故等の要因について、客観的データを用いて分析を行い事故発生後の対策だけではなく、事故発生の可能性が高い潜在的な危険箇所を抽出し、事故抑止対策を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 鹿児島国道事務所 大隅河川国道事務所 E T C 2.0プローブデータより事故要因分析、潜在的な危険箇所を抽出し、交通安全対策の検討デー	

タとして活用し、事故抑止対策を実施する。

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(11) 交通需要マネジメントの推進
細 目	ア 公共交通機関の利用促進

実施機関 県総合政策部交通政策課

(第1章 第1節 (5) 再掲)

【計画の実施方針】

1 地方バス路線維持対策

地域住民の日常生活に必要なバス路線のうち、複数の市町村を運行する広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費等に対し、国と連携して運行費等の支援を行う。

2 地方公共交通特別対策

過疎地域における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、国の補助要件を満たさない路線バス等に対し、市町村と連携して運行費等の支援を行う。

3 自家用有償旅客運送対策

バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、道路運送法第79条に基づき、市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する際の事業所の登録、更新等に係る手続きを実施。

本県は、権限移譲により、平成28年度から県において、登録等の事務を行っている。

4 地域公共交通計画の推進

地域公共交通計画を推進し、地域公共交通の維持・確保を図る。

5 地域公共交通のDX推進

利用者の利便性向上を図るとともに、路線バス事業者の経営を効率化するため、バス事業者におけるキャッシュレス決済機器等のシステム導入に係る費用への支援を行う。

6 地域公共交通ネットワーク維持対策

路線バスの利用促進を図るため、特定の期間・時間帯においてバス運賃を半額にする実証的なキャンペーンを行う。

【令和8年度事業計画の内容】

1 地方バス路線維持対策 (369,532千円)

広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費や車両購入に係る減価償却費等を補助する。

2 地方公共交通特別対策 (261,240千円)

廃止路線代替バス等の運行に係る運行費及び車両購入費等の一部を補助する。

3 自家用有償旅客運送対策

自家用有償を実施している事業所の更新等に係る手続き及び市町村が実施する運営協議会への参加。

4 地域公共交通計画の推進 (1,971千円)

令和5年度に策定した鹿児島県地域公共交通計画を基に、地域公共交通の維持・確保のため、必要な施策を推進する。

5 地域公共交通のDX推進 (173,793千円) ※事業費額のため路線バス以外の補助額含む

利用者の利便性向上を図るとともに、路線バス事業者の経営を効率化するため、バス事業者におけるキャッシュレス決済機器等のシステム導入に係る費用への支援を行う。

6 地域公共交通ネットワーク維持対策（路線バス利用拡大促進） (59,493千円)

路線バスの利用促進を図るため、特定の期間・時間帯においてバス運賃を半額にする実証的なキャンペーンを行う。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(11) 交通需要マネジメントの推進
細 目	ア 公共交通機関の利用促進

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 交通管制の高度化に加えて、交通情報提供の充実等により、道路交通の円滑化を図る。 また、公共交通機関の利用促進を目的とした、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のため、関係機関と連携して普通自転車の歩道通行部分や自転車専用通行帯等の自転車通行空間等の整備を促進し、交通結節機能の強化を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 交通管制システム、交通信号機の改良等により、交通の円滑化を図る。 2 鉄道駅・バス停までのアクセスルートにおける自転車通行空間の整備に関する計画に、交通管理上必要な意見が反映されるよう、関係機関に必要な情報を提供するとともに、これらの計画の策定又は改定の検討段階から積極的に協議を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(11) 交通需要マネジメントの推進
細 目	イ 貨物自動車利用の効率化

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 効率的な貨物自動車利用等を促進するため、共同輸配送による貨物自動車の積載率向上や、置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進します。	
【令和8年度事業計画の内容】 トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会にて、物流効率化に向け実証実験を含めた協議を実施するとともに、鹿児島県トラック協会にて開催される一般利用者向けセミナーと連携した、宅配便の再配達削減への取組を検討する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	ア 災害に備えた道路の整備

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 これまで、兵庫県南部地震と同程度の地震において落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化について、令和2年度までに対象橋の対策を完了。 その後、更なる耐震化を図るため、緊急輸送道路上の15m以上の橋梁のうち、平成8年より前の技術基準を適用した複数の径間を有する橋について、地震後に速やかに橋としての機能回復が可能なレベルの対策を進めることとしている。この新たな対策には相当な期間を要することから、まずは、南海トラフ地震など今後発生が懸念される大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する17橋を優先することとしている。	

【令和8年度事業計画の内容】

引き続き、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の橋脚や支承部等の補強を行う。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 エ 災害発生時における情報提供の充実

実施機関 九州地方整備局

【計画の実施方針】

1 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

なお、令和4年3月には道の駅「阿久根」「すえよし」「くにの松原おおさき」「たるみずはまびら」「たるみず」「川辺やすらぎの郷」「いぶすき」について、防災拠点自動車駐車場の指定。

2 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

1 鹿児島国道事務所

降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報

- ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。
- ・道路巡視員によるパトロール密度を高めるとともに、ＣＣＴＶによる地域状況の把握に努める。
- ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。

2 大隅河川国道事務所

降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報

- ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。
- ・道路巡視員によるパトロール密度を高めるとともに、ＣＣＴＶによる地域状況の把握に努める。
- ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 特定交通安全施設等整備事業 : 1,256,361千円の内数	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 災害発生時において、住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、道路交通情報の収集・提供を行う車両感知器等の交通安全施設等の整備や、通行止め等の交通規制を効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 災害発生時においては、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、車両感知器等の交通安全施設の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。 2 災害発生時においては、被災地域への流入規制を行うとともに、早期に被害状況や道路交通状況を把握した上で、通行禁止等の必要な交通規制及び速やかな緊急交通路の確保を迅速かつ的確に実施する。 3 災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等をする。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所
【計画の実施方針】 災害発生時において、通行止め等の交通規制を実施するための、交通規制資機材の準備を常に行う	

とともに、道路交通情報の提供を行うための情報版等の点検を実施する。

【令和８年度事業計画の内容】

- 1 交通規制資材及び車両等の点検・更新を推進する。
- 2 情報版等の点検・更新を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	ア きめ細かな駐車規制の推進 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

実施機関 県警察本部交通規制課

【計画の実施方針】

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配意し、地域の交通実態等に応じたきめ細やかな駐車規制を促進する。

【令和８年度事業計画の内容】

貨物集配中の車両の駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、駐車させることが可能な場所については駐車規制を見直すなど、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に応じたきめ細やかな駐車規制を引き続き推進するとともに、関係事業者等による路外における駐車場所の確保のための自主的な取組、地方公共団体及び道路管理者に対して、路外駐車場や路上荷さばきスペースの整備等について働き掛ける。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	イ 違法駐車対策の推進

実施機関 県警察本部交通指導課

【計画の実施方針】

違法駐車取締りにについては、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインに沿って、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して実施する。

また、悪質な運転者に対する責任追及の徹底とともに、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、地域の駐車秩序の確立を図る。

【令和８年度事業計画の内容】

- 1 取締り活動ガイドラインは地域住民の意見・要望等を踏まえて定期的な見直しを行い、公表する。
- 2 違法駐車取締りに当たっては、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向してメリハリをつけた取締りを推進する。
- 3 運転者の責任を追及できない放置駐車については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令や使用制限命令等を迅速に行い、使用者責任の追及を行う。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	ウ 駐車場等の整備

実施機関

県土木部都市計画課

【計画の実施方針】

駐車場整備計画の調査を推進し、自動車交通が輻輳する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を促進する。

大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務づける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、各種補助制度、融資制度や税制上の優遇措置等を活用した民間駐車場の整備を促進する。

【令和 8 年度事業計画の内容】

1 駐車場整備地区の指定（都市計画法第 8 条、駐車場法第 3 条、同法第 4 条）

現在の指定地区

鹿児島市

整備計画策定市町村

鹿児島市

2 都市計画駐車場の設置（都市計画法第 11 条）

現在設置されているもの

都 市 名	駐 車 場 名	台 数
指宿市	長崎鼻公共駐車場	316
鹿児島市	鹿児島中央地下駐車場	602

3 大規模建築物の建築における附置義務条例の制定（駐車場法第 20 条）

現在の制定都市

鹿児島市、奄美市

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

実施機関	県警本部交通企画課・交通指導課
【計画の実施方針】 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、関係機関・団体等と密接に連携し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、県民の理解と協力を得ながら、違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 1 広報・啓発活動の推進 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、マスコミ、市町村の広報誌等を活用し、県民への広報・啓発を推進する。 2 地域交通安全活動推進委員の積極的な活用 地域交通安全活動推進委員と連携をして、違法駐車排除の気運の醸成を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(14) 道路交通情報の充実
細 目	ア 情報収集・提供態勢の充実 イ ITSを活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進 エ 分かりやすい道路交通環境の確保

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 交通規制センター機能の一層の高度化を図り、道路利用者のニーズに対応したリアルタイムで高度な交通情報の提供を図る。	
【令和８年度事業計画の内容】 1 交通規制システムの充実・高度化を図り、道路利用者に対する必要な道路交通情報を提供する。 2 VICSの整備・拡充を図る。 3 民間事業者による道路交通情報の提供を活用する。 4 大型固定標識及び英語を併記した規制標識の整備等	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。	
【令和８年度事業計画の内容】 1 道路占用工事現場における掘さく工法及び保安設備についての点検指導 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路の掘削を伴うものについては、占用連絡協議会における工期の調整を図るとともに、無秩序な掘り返しを規制し、掘及び復旧工事の指導監督を強化する。 2 違反広告物の指導取締り 道路管理者等関係機関及び警察と連携して違反広告物の一掃に努めるほか、広告主や屋外広告業者に対する指導を強化することにより再発防止を図る。 3 不法占用物件等の排除及び取締りの強化 道路交通の妨害となる不法占用物件等について、指導取締りを行うとともに不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、工作物の設置又は工事等の道路使用許可の適切な運用に努める。	
【令和８年度事業計画の内容】 道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保のため、道路使用許可の適正な運用を行うとともに、許可条件の履行について指導を	

強化するなど、安全対策の徹底を期する。

特に、幹線道路における大規模工事や路上競技等については、関係機関・団体等と緊密に連携し、工事方法や実施期間、コース変更等の事前調整を実施するとともに、道路管理者及び工事施工者（主催者）等に対して交通保安上必要な措置を講じる。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路使用及び占用の適正化等

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

道路の占用許可にあたっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な道路交通を確保するため、原則として抑制する方針の下に適正な運用を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化を図り、併せて、違反広告物等不法占用物件の取り締まりを強化する。

【令和8年度事業計画の内容】

1 道路占用工事に係る掘り返し防止対策の徹底等

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路占用工事等連絡協議会において、工期の調整等を図り、掘り返し防止対策を徹底する。

2 不法占用物件の指導取締り

不法占用物件等について、他の道路管理者、屋外広告物許可担当機関及び警察と連携して違反広告物等の一掃に努めるほか、所有者（広告主）に対する指導を強化する。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	イ 休憩施設等の整備の推進

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

道路利用者のための休憩機能と道路利用者や地域住民のための情報発信機能、地域の連携機能を備えた「道の駅」の整備を支援する。

【令和8年度事業計画の内容】

令和8年度については実施予定なし。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ウ こどもの遊び場等の確保

実施機関 県土木部都市計画課

【計画の実施方針】

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止を図るとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、都市公園等の整備を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

都市公園等事業により、都市公園等を整備する。4事業で事業費1,080,508千円

事業名	事業量	事業費(千円)
都市公園等事業	4事業	1,080,508

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

実施機関 九州地方整備局

【計画の実施方針】

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【令和8年度事業計画の内容】

車両の通行制限の強化

道路の構造を保全し、また、交通の危険を防止するため、車両制限令の周知徹底を図り、違反車両については、関係機関と密接な連絡を保ちつつ指導取締りを強化する。

次の表の規格を超えるものについては、道路管理者の許可を受けなければならないので、これに伴う許可事務等の適正運営を期する。

幅	2.5m	高さ	3.8m（指定道路は高さ4.1m）
重量	20t（指定道路は重量25t）	長さ	12.0m
軸量	10t	最小回転半径	12.0m
輪荷重	5t	隣接軸重	18～20t

（国際海上コンテナ車（40ft 背高）においては、許可不要区間あり）

気象等基準値により、危険箇所の交通規制を実施する。

交通規制区間及び規制基準

・路線名：国道10号

規制区間：始良市重富～鹿児島市吉野町磯

距離標：447k900～459k200

規制基準：1.連続雨量が200mmに達した場合

2.長雨等により土砂災害の発生が予想され、道路を通行することが危険と判断される場合

気象観測所：竜ヶ水雨量観測所（テレメータ）

・路線名：国道220号

規制区間：垂水市牛根境

距離標：174k500～178k300

規制基準：1.連続雨量が200mmに達した場合

2.長雨等により土砂災害の発生が予想され、道路を通行することが危険と判断される場合

気象観測所：牛根境雨量観測所（テレメータ）

特殊通行規制区間

- ・路 線 名：国道１０号
規制区間：始良市白浜
距 離 標：４４９ｋ０００～４５０ｋ０００
規制基準：越波があり、通行が危険と判断される場合
気象観測所：鹿児島地方気象台
- ・路 線 名：国道２２４号
規制区間：垂水市海潟新道～鹿児島市桜島赤水町
距 離 標：０ｋ０００～１１ｋ２００
規制基準：①土石流が発生し通行が危険と判断される場合
②桜島爆発による噴火落石、降灰があり通行が危険と判断される場合
- ・路 線 名：国道２２６号
規制区間：鹿児島市喜入前之浜町
距 離 標：５９ｋ０００～６０ｋ０００
規制基準：越波があり、通行が危険と判断される場合
気象観測所：鹿児島地方気象台

章	１ 道路交通安全
節	１ 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

実施機関	県土木部道路維持課
------	-----------

【計画の実施方針】

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために、道路の破損や欠壊、異常気象等により交通が危険であると認められる場合には、「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【令和 8 年度事業計画の内容】

豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩落土等があり、道路の通行が危険であると認められた場合、状況に応じて通行規制を行う。

また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

	規 制 区 間	規制基準（通行止めにする基準）
(主)上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町永田～瀬切	連続雨量 220mm/24h に達した場合
(一)馬渡大川原線	曾於市財部町大川原	連続雨量 200mm/24h に達した場合
(一)下東郷阿久根線	薩摩川内市城上町宇都川路	連続雨量 220mm/24h に達した場合
(一)屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房	連続雨量 220mm/24h に達した場合
(一)白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦	連続雨量 220mm/24h に達した場合
国道 389 号	黒之瀬戸大橋 阿久根市黒之浜～ 出水郡長島町瀬戸	人・二輪…風速 20m/s に達した場合 自動車 …風速 25m/s に達した場合
(一)鹿島上甕線	甕大明神橋 薩摩川内市上甕町平良～中甕	風速 25m/s に達した場合
(一)鹿島上甕線	甕大橋 薩摩川内市鹿島町藺牟田～ 上甕町平良	風速 25m/s に達した場合

(主)伊仙天城線	秋利神大橋、天城大橋 大島郡天城町秋利神	風速 20m/s に達した場合
(主)伊仙天城線	鹿浦大橋 大島郡伊仙町鹿浦	風速 20m/s に達した場合
(主)西之表南種子線	カシミヤ橋 西之表市安城	風速 20m/s に達した場合

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	オ 降灰除去活動の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 火山（桜島、新燃岳）の爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、降灰除去作業を実施する。 また、豪灰時においては各道路管理者等により「道路の降灰除去に関する連絡調整会議」における「豪灰時における道路交通確保のための緊急措置要領」による応援体制に基づき、降灰除去活動を実施する。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 火山（桜島、新燃岳）の爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、関係機関（気象台）からの情報や降灰範囲の現地確認等を踏まえ、降灰除去作業を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 幼児期における交通安全行動は、家庭における教育が重要であり、家庭の教育力を高めるため、交通安全母の会の活動を支援する。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 鹿児島県交通安全母の会連絡協議会活動の支援 こどもの交通事故防止のために、下記活動を支援する。 ・ 令和 8 年度総会 ・ 第 46 回交通安全母の会鹿児島県大会 ・ 世代間交流事業 ・ 「交通安全は家庭から」の推進 ・ 命を守る旗リレー ・ 「ふるさと交通安全フェア」における「母の会コーナー」の設置 ・ 母と子・高齢者の自転車教室 ・ 飲酒運転根絶キャンペーン ・ 電動カート講習会 ・ 免許自主返納の講演会	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進

実施機関	県教育庁義務教育課
【計画の実施方針】 幼稚園における交通安全教育は、幼児の心身の発達の段階や地域の実情に応じて、幼稚園教育要領の心身の健康に関する領域「健康」の内容に基づき、身の回りを安全なものにするための生活に必要な習慣や態度を、幼稚園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにする。 その際、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うようにする。 【令和8年度事業計画の内容】 - 各種研修会での指導を通して、交通安全教育の充実を図る。 - 交通安全教室（年1回以上）の教育課程への位置づけ - 絵本・紙芝居等の活用による日常的な交通ルール遵守の態度の育成 - 園外教育・行事等の機会を捉えた具体的マナー指導の実践 - 家庭及び関係機関・団体等との連携を図る。 - 保護者に対する交通安全講習会等の奨励 - 交通ボランティアとの連携による通園時の安全な行動の指導 - 幼児や地域の実態に応じた幅広い教材・教具・情報提供等の依頼	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 幼児に対しては、心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、基本的な交通ルールや交通マナー等を習得させるとともに、日常生活において、安全に道路を通行するため必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とする。 【令和8年度事業計画の内容】 - 交通安全教育車「ひまわり号」の派遣による参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 - 幅広い教材、教具、情報の提供等により、幼稚園、保育所等において行われる交通安全教育を支援するとともに、保護者が家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する情報提供を行う。 - DVD等の視聴覚教材や腹話術等を取り入れた楽しく学べる交通安全教育が効果的であるため幼児の特性を理解し、工夫を凝らした交通安全教育を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 身近な交通環境における様々な危険に気づき、常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々の社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、大部分の児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえつつ、学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。	
【令和8年度事業計画の内容】 「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」の最重点事項に「高齢者とこどもの交通事故防止」を設定し、関係機関・団体や地域が一体となって、こどもや高校生の交通事故防止、交通安全意識の高揚等の広報・啓発に努め、関係機関・団体の開催する交通安全教育やイベント等に啓発器材等の貸出、提供を行い、活動の支援を行う。	
配 置 箇 所	D V D 等 本 数
県くらし共生協働課	85 本
南薩地域振興局	21 本
北薩地域振興局	13 本
始良・伊佐地域振興局	13 本
大隅地域振興局	17 本
熊 毛 支 庁	1 本
大 島 支 庁	19 本
合 計	169 本

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進

実施機関	県教育庁社会教育課
【計画の実施方針】 地域・家庭及び関係団体がそれぞれの特性を生かし、学校、警察と連携を図りながら地域ぐるみの交通安全活動を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 子ども会活動の充実と安全教育の推進 (1) 県子ども会安全啓発初級ファシリテーター養成講習会 ・ 期 日：6月28日（日） ・ 場 所：カクイックス交流センター ・ 募集人員：60人 (2) 地域での子ども会活動や地区子ども会大会での安全教育に関する研修の実施 ・ 地区子ども会大会・創作活動大会（県下7地区で実施予定 2、500人） ・ 救急法、K Y T（危険予知トレーニング）等についての研修を実施 2 ジュニア・リーダークラブ等による交通安全に関する意識の高揚と実践活動の推進 (1) 地区ジュニア・リーダー研修会でのK Y T（危険予知トレーニング）研修の実施 (2) 地域（各市町村、校区等の活動場所）での実践活動の推進 3 県P T A連合会との連携、交通安全に関する意識の高揚を図る取組と実践活動の推進	

- (1) 登下校時における交通安全指導の促進と事故防止の強化
- (2) 子どもの安全を守る地域活動の創出及び積極的参加
- (3) 県PTA学生総合保障制度・全高P連賠償責任保障制度への加入促進

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進

実施機関 県教育庁保健体育課

【計画の実施方針】

学校（小学生・中学生・高校生）における交通安全教育は、生涯にわたる交通安全教育の一環として、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達の段階や地域の実情に応じ、家庭及び地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら、学習指導要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に行う。

【令和8年度事業計画の内容】

1 登下校指導

- (1) 各学校において、継続的に朝の登校指導、夕方の下校指導を実施する。
- (2) PTAや地域ボランティア等と連携した登下校指導を行う。
- (3) 交通安全及び防犯等の側面から、通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学路を児童生徒及び家庭に周知徹底させる。
- (4) 集団登下校を実施する場合、道路の状況に応じて、集団の人数や安全な隊形等について指導を徹底し、通学の安全が図られるようにする。

2 教育活動全般における交通安全教育の充実

- (1) 学校安全計画に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動など、すべての学校教育活動全体を通じて指導する。
- (2) 児童生徒の発達の段階や学校及び地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。また、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第3項により、各学校において、自転車損害賠償保険等への加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用をはじめとする児童生徒が自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を実施するとともに、保護者への啓発を行う。
- (3) 児童生徒の危険予知能力、危険回避能力等を高めるための具体的な指導を行い、自ら交通事故を回避する能力を高める。
- (4) 児童会・生徒会活動等において、児童生徒の自主的・自発的活動を促進するような取組を行う。
- (5) 警察や関係機関・団体との連携による交通安全教室や実技指導等（自転車の点検及び乗り方も含む）を実施する。

3 高等学校における交通安全教育の充実（二輪車安全利用を中心に）

- (1) 警察や関係団体等との連携による二輪車実技講習会、自転車又は原動機付自転車安全利用モデル校宣言等の実施を積極的に促進する。
- (2) LHR等における、危険予測訓練や事故事例研究等を通じて、生徒の思考力や判断力を養う取組を促進する。

4 教職員の指導力の向上等

自転車通学許可校等担当者研修会

- ・ 対 象 ： 小・中・高等学校の教職員等

- ・ 期 日 : 令和8年7月24日(金)
 - ・ 場 所 : 鹿児島県運転技能向上センター
 - ・ 内 容 : 講義「学校における交通安全教育の現状と課題」
実技 交通法規を遵守した自転車の運転
- 学校安全教室(交通安全教室)の開催
- ・ 対 象 : 小・中・高等学校の教職員等
 - ・ 期 日 : 令和8年8月20日(木)
 - ・ 場 所 : 北薩地区(風テラスあくね)
 - ・ 内 容 : 講義・演習「学校における交通安全教育のあり方」
 - ・ 交通安全の現状と課題(講義Ⅰ)
 - ・ 発達段階に応じた交通安全教育の進め方と児童生徒の主体性(講義Ⅱ・演習)

5 「交通事故0月間運動」の設定

小・中・高・特別支援学校、各市町村教育委員会等が一斉に7月・12月を「交通事故0月間」として設定し、平素の指導に加えて重点を置いた指導を行う。

【主な取組事例】

- ・ 登校時の街頭指導
- ・ 交通安全教室の実施
- ・ 自転車・原動機付自転車の安全点検及び実技指導
- ・ 危険箇所マップ等の作成と配布
- ・ 通学路の安全点検
- ・ 地区奉仕作業による通学路の安全確保
- ・ 公民館放送等による交通事故防止の呼びかけ等
- ・ 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」、「自転車安全利用五則」、「自転車ルールブック」に基づいた具体的な自転車利用に関する交通安全指導の充実

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

- 1 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避できる意識及び能力の向上を図る。
- 2 中学生に対しては、特に、自転車で道路を安全に通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自己の安全ばかりでなく、歩行者等の安全にも配慮できる思いやりの精神の醸成を図る。
- 3 高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全な通行に必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるように指導する。
- 4 令和6年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)のうち、自転車を新たに交通反則通告制度の対象とすることを内容とする規定が令和8年4月に施行されたことを踏まえ、改めて自転車の基本的な交通ルールの周知徹底を図るため、「自転車ルールブック」等を活用した自転車交通安全教育を推進する。

なお、交通反則通告制度の対象は16歳以上の者であるものの、教育委員会や学校等の関係機関との連携を強化し、自転車利用が多くなる小学生及び中学生に対しても自転車交通安全教育を推進す

る。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 学校や関係機関等と連携した交通安全教室を実施する。
- 2 スケアード・ストレイト技法や自転車シミュレータの活用等による参加・体験・実践形の自転車教室を推進する。
- 3 小学校、中学校等の教諭等に対する指導者向けマニュアルを活用した指導者育成、教育レベルの向上を推進する。
- 4 交通少年団等地域組織の結成促進と、その指導者の育成を支援する。
- 5 自主的な活動による交通安全意識を醸成させるため、児童・生徒を巻き込んだ自転車利用者を中心とした啓発キャンペーン等を実施する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	オ 成人に対する交通安全教育の推進

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

【令和8年度事業計画の内容】

「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」の重点事項に、「交通ルールの遵守とマナーの向上」を設定し、関係機関・団体や地域が一体となって、社会人や大学生等の交通事故防止、交通安全意識の高揚等の広報・啓発に努める。

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体をはじめ、各企業、事業所に対し、職員に対する交通安全講習の積極的な実施を促進する。

各季の交通安全運動に関するチラシ、ポスター等を県内の各大学に配布し、学生の交通安全意識の高揚を図る。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	オ 成人に対する交通安全教育の推進

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

- 1 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転促進の観点から、運転者の教育を中心として行うほか、特に運転する機会の多い社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に図る。
- 2 運転免許取得後間もない運転者に対する教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。
- 3 安全運転管理者等の法定講習をはじめとする、各種研修会への積極的な参加を促すほか、事業所等における自主的な安全運転管理の徹底を図る。
- 4 大学生・専修学校生等に対しては、各種車両の交通事故・利用等の実態に応じて、関係機関・団体と連携し、交通安全教育の充実に図る。

【令和８年度事業計画の内容】

- 1 関係機関・団体との連携による広報啓発活動を通じた交通ルールの遵守と交通マナー意識の高揚
県安全運転管理協議会や県交通安全協会をはじめとする関係機関・団体等が実施する、交通安全教育や各種対策への協力・支援を行い、参加した成人の意識の高揚を図る。
- 2 運転者に対する安全運転励行の指導
 - (1) 交通安全教育車「さわやか号」による交通安全教室の推進
交通安全教育指導員による交通安全教育車「さわやか号」の運用を積極的に行い、県内各地を巡回することで、事業所の従業員等を対象に、運転者教育システムによる個別的な安全指導を実施する。
 - (2) 交通安全教育資機材を活用した運転者教育の推進
危険予測トレーニング装置（動画KYT）等の交通安全教育資機材を活用した交通安全教育の充実を図る。
 - (3) 「交通事故を起こさないための防衛運転法」の周知徹底
交通事故を未然に防ぐための基本事項を紹介した「交通事故を起こさないための防衛運転法」等を活用して運転者の安全意識の高揚を図る。
- 3 自転車の安全利用に関する教育機会の確保
企業等で行う交通安全教育の際には、「自転車ルールブック」等を活用するほか、SNS等の各種媒体等を活用した情報発信により、成人が自転車の安全利用に関する教育を受けられる機会を確保する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能並びに交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

【令和８年度事業計画の内容】

- ・「つけてますか？通信」の発行
高齢者交通事故に関する情報をまとめた広報紙「つけてますか？通信」を年４回発行し、県下市町村各地区老人クラブ代表に配布する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

実施機関 県保健福祉部高齢者生き生き推進課

【計画の実施方針】

明るい長寿社会の実現と高齢者の保健福祉の向上を図るため、老人クラブが行う交通安全に係る活動や交通事故防止に係る運動等を促進する。

【令和８年度事業計画の内容】

各地域の老人クラブ活動における交通安全・交通事故防止活動等の推進

- 高齢者の交通事故防止のための運動の展開
 - ・ 「交通安全運動」広報啓発キャンペーンへの参加
- 高齢者交通事故防止講習会への参加
- 各地域の交通安全教室（各警察署交通課）への参加
- 市町村老人クラブ連合会におけるのぼり旗の掲出等による交通安全意識啓発活動

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 1 高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に影響を及ぼすことを理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。 2 運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心に、民生委員等による個別指導、見守り活動や三師会会員等による高齢者への助言（交通安全一ロアドバイス）などが地域ぐるみで行われるように働き掛ける。 3 高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため、交通安全シルバーリーダーの養成等を促進し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう働き掛ける。 4 地域の高齢者に影響力のある者等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施することで、知識の習得、指導力の向上を図り、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成を図る。 5 県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことで、地域の見守り活動を推進し、先進技術を活用するなどして、高齢者の安全確保を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 1 事故実態等の分析に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 (1) 夜間の道路横断の危険性や夜光反射材の効果等を体験できる交通安全ナイトスクールを推進する。 (2) 交通安全教育車「さわやか号」を積極的に活用する（歩行者教育システム、運転者教育システム等）。 (3) 安全運転サポート車の試乗体験等による、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進。 2 高齢者の交通事故防止に効果的な交通安全教育の推進 (1) 「プラス1（ワン）運動」を展開する。 (2) 「補償運転」の普及を啓発する。 3 関係機関等と連携した交通安全教育の推進 (1) 警察官、民生委員、自治会長等による戸別訪問指導の充実を図る。 (2) 高齢者利用施設等における交通安全の呼び掛け、出前型交通安全教室を実施する。 (3) 県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会からなる「三師会」会員等による医療機関での「交通安全一ロアドバイス」を実施する。 (4) 自治体、老人クラブ等と連携した交通安全教室を実施する。 (5) 県グラウンドゴルフ協会と連携した交通安全教育を実施する。 (6) 「安全運転体操」を活用した交通安全教育・広報活動を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	キ 障害者に対する交通安全教育の推進

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
障害者に対しては、関係機関・団体等に対する広報誌等の送付により、交通情勢等の情報提供を行い、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に努め、交通安全のために必要な技能及び知識の習得に努める。 【令和8年度事業計画の内容】 交通事故情勢や交通安全対策に関する話題を掲載した広報誌を配布する。 ・ 広報誌名 「セーフティーマイト」 ・ 発行回数 年4回発行	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	キ 障害者に対する交通安全教育の推進

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動等の場を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するなど、障害の程度に応じて、きめ細やかな交通安全教育を推進する。 また、自立歩行できない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等を対象とした講習会等を開催する。 【令和8年度事業計画の内容】 障害者団体等と連携した交通安全教育と交通安全広報を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ク 外国人に対する交通安全教育の推進

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 外国人に対し、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等の各種広報媒体を活用するなど、本県の交通ルール周知活動等を推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 外国人に対して、交通ルールを周知・理解させるための交通安全広報と交通安全教育を推進し、外国人が関与する交通事故防止を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ク 外国人に対する交通安全教育の推進

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進する。	
【令和８年度事業計画の内容】 １ 関係機関・団体との連携による交通安全教育の実施 ２ 外国人が稼働する事業所と連携した交通安全教育の実施 外国人が稼働する事業所において交通安全教育等を実施する際には、通訳の確保を依頼するなど、自転車の安全利用を含む我が国の交通ルールの周知を中心に、外国人に分かりやすい講習の実施に努める。 ３ 外国人に対する交通ルールの周知徹底 外国人の交通安全意識向上を図るため、県警察ウェブサイトにも英語版等の交通ルールを掲載するなどし、我が国の基本的な交通ルール等の周知を図る。 ４ 外国人を雇用する使用者等に対する指導、援助の推進	

章	１ 道路交通の安全
節	２ 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

実施機関	鹿児島県刑務所矯正処遇部
【計画の実施方針】 受刑者について、交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神をかん養させる。	
【令和８年度事業計画の内容】 １ 受講対象者に交通規範を遵守することの重要性を認識させるとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自身の問題性を理解させ、人命尊重の精神を身に付けさせることを目的として行う。 ２ 飲酒運転について、特にアルコール依存の問題を抱える者に対して、指導内容の一層の充実を図る。 ３ 被害者の生命や身体に重大な影響を与える事故を起こした者に対して、被害者の視点を取り入れた教育と関連させ指導の効果の向上を図る。	

章	１ 道路交通の安全
節	２ 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

実施機関	鹿児島少年鑑別所
【計画の実施方針】 収容された少年に対し、交通安全に関する図書や視聴覚教材を活用して、収容された少年の交通安全意識が高まる機会を積極的に設ける。	
【令和８年度事業計画の内容】 継続的に図書や視聴覚教材を更新し、収容された少年の交通安全意識が高まる機会の充実を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	コ 交通事故により保護観察に付された者に対する保護観察の充実

実施機関	鹿児島保護観察所
【計画の実施方針】 交通事故にかかる保護観察対象者について、少年に対しては集団又は個別による処遇や交通学習ブックによる指導を行い、成人に対しては保護観察官や保護司の面接指導を通じて、それぞれ交通法規の遵守及び規範意識の向上を図るとともに、交通事故及び交通違反の再発防止に努める。 また、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対しては、飲酒運転防止プログラムを実施し、再犯をしないための具体的な方法を習得させる。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 少年に対しては、集団又は個別による処遇や交通学習ブックによる指導を通して遵法精神のかん養、安全運転に関する知識の向上及び安全運転態度の形成を図る。 2 成人に対しては、保護観察官や保護司の面接指導を通じて遵法精神のかん養、安全運転に関する知識の向上及び安全運転態度の形成を図ることに努める。 3 交通事故のうち飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対しては、飲酒運転防止プログラムを実施し、再犯をしないための具体的な方法を習得させる。 4 しょく罪意識が低い者や被害弁償の措置が未了の者に対しては、しょく罪指導プログラムやプログラムに準じる指導を実施し、被害者等の置かれた状況や心情について理解させるとともに、謝罪や被害弁償の計画を立てさせその実行につき誠実に対応するよう指導する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(2) 効果的な交通安全教育の推進
細 目	

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課														
【計画の実施方針】 交通安全教育の充実と交通安全意識の高揚を目指し、交通安全教育器材類の利用の促進と効果的な運用を図る。															
【令和8年度事業計画の内容】 関係機関・団体の開催する交通安全教育やイベント等に啓発器材等の貸出、提供を行い、活動の支援を行う。															
【啓発器材の例】 ・ 交通安全教育ビデオ（DVD・VHS） 交通安全教育ビデオ（DVD・VHS）配置箇所及び本数等（令和8年3月末日現在）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配 置 箇 所</th><th>D V D 等 本 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県くらし共生協働課</td><td>85 本</td></tr> <tr> <td>南薩地域振興局</td><td>21 本</td></tr> <tr> <td>北薩地域振興局</td><td>13 本</td></tr> <tr> <td>始良・伊佐地域振興局</td><td>13 本</td></tr> <tr> <td>大隅地域振興局</td><td>17 本</td></tr> <tr> <td>熊 毛 支 庁</td><td>1 本</td></tr> </tbody> </table>		配 置 箇 所	D V D 等 本 数	県くらし共生協働課	85 本	南薩地域振興局	21 本	北薩地域振興局	13 本	始良・伊佐地域振興局	13 本	大隅地域振興局	17 本	熊 毛 支 庁	1 本
配 置 箇 所	D V D 等 本 数														
県くらし共生協働課	85 本														
南薩地域振興局	21 本														
北薩地域振興局	13 本														
始良・伊佐地域振興局	13 本														
大隅地域振興局	17 本														
熊 毛 支 庁	1 本														

大 島 支 庁	19 本
合 計	169 本

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(2) 効果的な交通安全教育の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 1 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。 2 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。 3 受講者の年齢や道路交通への参加の態様等に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。 4 従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、県警ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用等、時代に即した交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 1 交通安全教育車「ひまわり号」の派遣による参加・体験・実践型の交通安全教室の推進 2 交通安全教育車「さわやか号」による歩行者教育システム、運転者教育システム等を活用した安全教育の推進 3 関係機関等と連携した交通安全教育等の実施 4 交通事故情報等、交通安全教育資料の積極的な提供 5 飲酒運転根絶キャンペーン等の実施 6 スケアード・ストレイト技法による参加・体験・実践型の自転車教室の推進	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ア 交通安全運動の推進 イ 歩行者の安全確保 ウ 自転車の安全利用の推進 エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 オ 新しい小型モビリティの安全対策 カ 効果的な広報の実施 キ その他の啓発活動の推進

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。	

【令和8年度事業計画の内容】

1 交通安全県民運動の効果的推進

関係機関・団体と連携して、各季の交通安全運動（交通事故防止運動）をはじめ、テーマに応じた交通安全運動を強力に推進する。

また、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、市町村をはじめ関係機関・団体が一齐に、街頭活動等の強化や広報・啓発活動を推進し、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の事故防止に努める。

さらに、毎月20日を「交通安全の日」と位置付け、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全の意識高揚を図るため、県民総ぐるみで事故防止対策を展開する。

このほか、交通死亡事故の多発状況に応じ、適宜、交通死亡事故多発警報の発令や特別対策を実施し、交通安全の確保に向けた県民の注意の喚起に努める。

2 令和8年度交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動

(1) スローガン

「ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路」

(2) 最重点

○ 高齢者とこどもの交通事故防止

(3) 重 点

ア 交通ルールの遵守とマナーの向上

イ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
「かごしま自転車条例」「自転車安全利用五則」等の更なる理解促進を図ることで自転車の安全で適正な利用を促進する。

○ 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開

エ 夕暮れ時、夜間における交通事故防止

「3（サン）ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進

○ 3（サン）ライト運動

- ① 夕暮れ時の早めのライト点灯
- ② 原則上向きライト点灯
- ③ トンネル内ライト点灯

の3つのライト点灯に関する習慣を運転者に呼びかける運動

○ ライト点灯の日

10月10日を「10（てん）10（とお）」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3（サン）ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を実施する。

オ 飲酒運転の根絶

「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開

○ キャッチフレーズ

- ・ 酒を飲んだら運転しません。（運転者）
- ・ 運転するなら酒は飲みません。（運転者）
- ・ 酒を飲んだ人には運転させません。（ハンドルキーパー指定）
- ・ 酒を飲んだ人には車は貸しません。（車両提供者）
- ・ 運転する人に酒はすすめません。（酒類提供者）
- ・ 酒を飲んだ人の車には同乗しません。（同乗者）
- ・ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。（使用者）

- ・ 酒を飲んだら自転車も乗りません。（自転車利用者）
- 街頭キャンペーンの実施
 - ・ 令和8年12月上旬、鹿児島市で実施予定

(4) 運動の名称及び期間

期 間	運 動 名
8. 4. 6 ～ 8. 4. 15	春の全国交通安全運動
8. 7. 11 ～ 8. 7. 20	夏の交通事故防止運動
8. 9. 21 ～ 8. 9. 30	秋の全国交通安全運動
8. 12. 10 ～ 9. 1. 10	年末年始の交通事故防止運動

3 ふるさと交通安全フェアの支援

県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体が主体となって、参加・体験型の安全教育の場「ふるさと交通安全フェア」の支援を行う。

※ 令和7年度は、10月12日（日）薩摩川内市総合運動公園において「ふるさと交通安全フェア in 薩摩川内」を開催。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	イ 歩行者の安全確保

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】	
1 運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育、交通指導取締り等を推進する。 2 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと、横断の意思表示をすることなどといった交通ルールを周知するとともに、横断中も周りに気を付けることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。 3 薄暮の時間帯から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。	
【令和8年度事業計画の内容】	
1 全国一斉に行われた、「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車両一時停止状況調査の結果」を活用した広報啓発活動を推進する。 2 各種講習会や街頭活動を通じた、手上げ横断を含む歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す指導啓発に努める。 3 横断歩行者妨害に対する交通指導取締り活動の強化を図る。 4 県警ウェブサイト等による広報を推進する。 5 「スマイルコンタクト」の推進 歩行者及び運転者双方向型の施策として、「スマイルコンタクト」と称して歩行者には横断する際に手を上げて横断する意思表示を、運転者はしっかり止まって「どうぞ」の合図を実施するよう呼びかけ、横断歩行者の安全をより高めるなど、横断歩行時の交通事故抑止を図る。 6 薄暮の時間帯から夜間の外出については、明るい目立つ衣類等の着用に加え、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組込の広報啓発を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ウ 自転車の安全利用の推進

【計画の実施方針】

- 1 自転車利用者に対して、自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解するための交通安全教育等を強化する。
- 2 交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進し、また、令和8年4月から交通反則通告制度が施行されたことを踏まえ、自転車の安全対策を強化する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、地方公共団体や学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。
- 2 自転車利用者には歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、関係事業者の協力を得ながら、自転車の点検整備や自転車損害賠償保険の加入促進に努める。
- 3 幼児同乗用自転車の転倒を防止し、安全な利用を推進するため、販売店等と連携した幼児同乗用自転車利用者への指導啓発を推進する。
- 4 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解促進に努め、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用を促進する。
- 5 自転車安全教育の推進
 - (1) 各学校における自転車教室の推進
 - (2) スケアード・ストレイト技法を活用した参加・体験・実践型の自転車教室の推進
 - (3) 成人の自転車安全利用に関する教育機会の確保
企業等で行う法令講習に自転車のルールやいわゆる「かごしま自転車条例」に関する事項を盛り込むなど、成人が自転車の安全利用に関する教育を受けられる機会を確保する。
- 6 自転車月間中における取組
自転車月間（5月1日～31日）中に各警察署単位において、自転車利用者に対する交通ルール遵守徹底のための広報キャンペーン等を展開する。
- 7 自転車指導啓発重点地区・路線の選定と公表
自転車事故や違反の多い地区や路線を「重点地区・路線」として選定し、これを公表するとともに、同地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や地域住民と協力した広報啓発や指導取締りを推進する。
- 8 自転車運転者講習制度の適正な運用
自転車運転者講習については、適正に実施するとともに、県民への広報を実施する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

【計画の実施方針】

令和5年度に策定した、「鹿児島県第2期アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害や関連問題及びアルコール依存症に関する正しい知識と理解を広く県民に啓発する。

また、アルコール依存症はもとより、アルコール依存症までは至っていない多量飲酒者に対して、相談機関等による相談や健康教室等を通して、早期治療のための普及啓発を行う。併せて、相談から治療、回復支援に至る関係機関との連携、支援体制の整備を行う。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 アルコール健康障害の普及・啓発
県民に広く「アルコール健康障害」などの飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正し

い知識の啓発や、相談機関等についての情報提供を行う。

(1) 県精神保健福祉センターや保健所における研修会等

(2) 「アルコール関連問題啓発週間（11月10日～11月16日）」における広報誌等による普及・啓発

2 相談業務等に従事する職員の人材育成及び相談技術の向上

精神保健福祉センターにおいて、医療機関、保健所、市町村及びその他関係機関で相談業務に従事する職員を対象に研修会を開催する。

3 アルコール依存症の相談拠点による相談支援

精神保健福祉センターにおいて、専門医による専門相談日を設定し、相談対応を行うほか、家族を対象とした支援教室を実施する。

4 関係機関の連携による相談から回復支援に至る支援体制の整備

(1) アルコール依存症者やその家族等に対して、保健所や県精神保健福祉センター等で相談対応し、専門医療機関の紹介や受診支援、生活支援を行う関係機関や当事者グループ等につながるなどの支援を行う。

(2) 精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症当事者グループ（断酒会やAA）の活性化に向けた助言指導を行う。

(3) 庁内検討会等において、飲酒運転をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関につなげる仕組みづくりについての検討を行う。

(4) アルコール依存症専門医療機関及び治療拠点機関（2か所）と連携を図りながら、医療連携体制の整備を行う。

章	1 道路交通安全の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

実施機関	県農政部経営技術課
------	-----------

【計画の実施方針】

農業の機械化、農業・農村の高齢化が進行する中で、農作業事故が後を絶たず、県内では農作業死亡事故が過去10年間（H28～R7）の平均で年間10件程度発生しており、その大半は農業機械による事故で、年齢的には65歳以上の高齢者層による事故である。

安定した農業経営を持続するためには、地域ぐるみの農作業安全意識の醸成及び組織的な農作業安全体制の確保が必要不可欠であるため、関係機関・団体と連携しながら、総合的な農作業安全対策を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

1 農作業事故防止の普及・啓発

(1) 農作業事故実態調査の実施・解析

- ・ 農作業事故調査の実施
- ・ 農作業事故発生要因解析

(2) 農作業事故防止のための啓発・広報

- ・ 農作業事故ゼロ運動の実施（春：4～6月、秋：9～10月）
- ・ 上記運動期間中に、啓発用ポスター、リーフレット、チラシ、ステッカーの作成・配布
- ・ 上記運動期間中に、新聞、ラジオ等での啓発
- ・ 上記運動期間中に、市町村、農業協同組合等の広報誌、防災無線での呼びかけ
- ・ 農作業安全推進会議等（農林水産省主催）への参加による情報収集、意見交換

(3) 研修会の開催

- ・ 農作業事故防止現地研修会の実施 ※各地域振興局・支庁と市町村共催で開催（参集範囲）一般農業者（特に65歳以上や新規就農者）、地域の関係機関・団体
- ・ 農作業安全対策推進研修会の開催

- (参集範囲) 一般農業者、市町村、農協、地域振興局・支庁農政普及課等
- (4) 農業機械展示会等での啓発

- ・ JA 農機大展示会等での農作業安全コーナー設置、啓発

2 農作業安全体制の推進

(1) 地域における農作業安全体制の推進

- ・ 農業機械士の認定（大型特殊免許(農耕車限定)取得者を年間 240 人程度認定）
- ・ 各地域における農業機械士の組織化促進
- ・ 市町村・地域単位での農作業安全推進組織の設置呼びかけ、活動支援
- ・ 農作業安全に関する指導者（農林水産研修所実施の研修受講者約 180 人）を講師とした地域密着型の研修の実施

(2) 農業者のための労災保険の加入推進

- ・ 農作業事故防止現地研修会等での加入呼びかけ

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

自動車・二輪車利用者が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を再認識する必要がある、そのために交通安全教育や交通安全に関する広報・啓発活動を充実強化する。

【令和 8 年度事業計画の内容】

- 1 妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識させるとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること等について、周知徹底を図る。
- 2 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、関係機関・団体、事業所等が一体となった飲酒運転根絶活動等、飲酒運転根絶の機運醸成を促す取組の展開を推進する。
- 3 自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡事故・重傷事故が増加している状況に鑑み、「ながらスマホ」運転について、道路交通法で禁止されていること及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底等を推進する。
- 4 シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、広報啓発を積極的に行うとともに、これらの着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。
- 5 高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、関係機関において広報啓発を推進する。
- 6 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	オ 新しい小型モビリティの安全対策

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 特定小型原動機付自転車等に関する交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、交通方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、県警ウェブサイトやSNS等を活用し、特定小型原動機付自転車等の交通ルールが効果的に特定小型原動機付自転車等の運転者、周囲の車両及び歩行者に対して周知されるよう、広報啓発を強化する。 【令和８年度事業計画の内容】 1 各種講習会や各種広報媒体を活用した特定小型原動機付自転車等の新しい小型モビリティの安全利用に関する効果的な広報啓発活動を推進する。 2 街頭指導・交通安全教育時における安全指導を実施する。 3 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の適正に運用する。 4 販売事業者等が行う購入者等に対する教育等の協力・支援を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	カ 効果的な広報の実施

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 県民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、日常生活に密着した効果的な広報活動を推進する。 【令和８年度事業計画の内容】 交通安全に関し、実施要綱及びチラシの作成・配布、ラジオ、ホームページ並びに広報紙等を活用した広報を行い、交通安全思想の普及・啓発を図る。 1 各季の運動 (1) 春の全国交通安全運動 実施要綱（1,300部）、ラジオ（3本） (2) 夏の交通事故防止運動 実施要綱（1,300部）、チラシ（10,000枚）、ラジオ（3本） (3) 秋の全国交通安全運動 実施要綱（1,300部）、ラジオ（3本） (4) 年末年始の交通事故防止運動 実施要綱（1,300部）、チラシ（11,000枚）、ラジオ（3本） (5) 「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」県実施要綱（1,300部） 2 一般運転者に対する広報啓発 早朝、夕暮れ時、夜間に歩行中の高齢者が犠牲となる交通死亡事故が多発していることから、高齢者に対する広報啓発に加え、3（サン）ライト運動の「原則上向きライト点灯」や事故の特徴等、事故防止対策について記載した一般運転者に対する広報啓発のチラシを作成し配布する。 3 その他 (1) 「マナーアップ鹿児島」運動推進ポスター2枚（各1,300枚） (2) 「つけてますか？通信」発行（年4回、各655部） (3) 県ホームページへの掲載 (4) 交通安全指導車による広報啓発活動 (5) かごしま自転車条例の広報啓発活動	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	カ 効果的な広報の実施

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 各種広報媒体を活用し、交通事故等の実態を踏まえた広報や日常生活に密着した具体的内容の広報など、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効性の高い広報を推進する。 また、関係機関・団体と連携の下、家庭・学校・職場・地域等に対し、交通安全に関する資料や情報提供を積極的に行い、官民一体となった広範な各種交通安全キャンペーンを実施する。 【令和８年度事業計画の内容】 1 テレビやラジオ、新聞等の広報媒体を活用した広報を実施する。 2 街頭ビジョン、インターネット、SNS等を活用した広報を実施する。 3 交通事故被害者の体験談や手記のほか、交通安全に関する作文や絵画等を活用した広報を実施する。 4 交通事故データの提供 G I Sを活用した交通事故分析データや犯罪・交通事故情報マップを活用し、交通事故発生状況等の情報をわかりやすく提供し、実態の周知と交通安全意識の啓発を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及の徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	キ その他の普及啓発活動の推進

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 自動運転を前提とした先進安全自動車に関する技術の開発・実用化・普及促進として、衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術を搭載した自動車について、安全運転を支援するシステムの情報をはじめ、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報、交通事故の概況などの情報を取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者などの情報受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。 【令和８年度事業計画の内容】 運輸支局窓口における自動車アセスメント情報の提供や街頭検査時における点検整備の方法の周知等自動車ユーザーに対する啓発活動をはじめ、整備管理者や運行管理者等の自動車運送事業者等を対象とした各種研修等における先端技術の情報展開を推進する。 また、先進安全技術導入の補助金制度について広く周知するとともに、普及啓発に努める。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	キ その他の啓発活動の推進

【計画の実施方針】

- 1 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるとともに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。
また、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の運転支援機能を搭載した安全運転サポート車の普及促進を図る。
- 2 薄暮時間帯は交通事故が増加する傾向にあることから、この時間帯の事故実態、危険性を広く周知徹底し、交通事故防止を図る。
- 3 二輪車乗車中の死者の損傷主部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっていることから、被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、積極的な広報啓発活動を推進する。
- 4 特定小型原動機付自転車に代表される電動モビリティや特定自動運行等自動運行装置を備えた自動車について、地域公共交通会議等において周知を図るとともに、ウェブサイトを活用するなどして、使用上の注意点等の理解促進を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 高齢者対策の推進
 - (1) 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）における各種活動を推進する。
 - (2) 地域包括支援センター等との連携を強化する。
 - (3) 補償運転の普及を啓発する。
 - (4) 高齢運転者標識（高齢者マーク）に関する広報を推進する。
 - (5) 安全運転サポート車の試乗体験会を開催する。
- 2 「3（サン）ライト運動」の推進
広く車両運転者に対し
 - ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯
 - ・ 原則上向きライト点灯
 - ・ トンネル内ライト点灯
 の3つのライト点灯を呼び掛け、薄暮の時間から夜間における交通事故防止を図る。
- 3 「プラス1（ワン）運動」の推進
歩行者の事故防止運動である
 - ・ もう一度左の確認をプラス1（ワン）
 - ・ 夜光反射材をプラス1（ワン）
 - ・ 明るい服装をプラス1（ワン）
 の周知を図る。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	キ その他の啓発活動の推進

【計画の実施方針】

交通死亡事故が連続集中的に発生する傾向にある場合、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発地域であることの警報を発し、地域住民の注意を喚起するとともに、県・市町村をはじめ、関係機関・団体が協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故発生に歯止めをかけることを目的とする。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 名称

交通死亡事故多発警報

2 発令者

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会会長（鹿児島県知事）

3 種別

- (1) 全 県 警 報：県下全域を対象地区として発令する警報
- (2) ブロック警報：交通安全対策広域市町村ブロックにおける1ブロックを対象として発令する警報

4 発令基準

- (1) 全 県 警 報：県内全域において、短期間（概ね10日間とする。以下同じ。）に交通死亡事故の発生件数が5件に達したとき。
- (2) ブロック警報：市町村ブロックにおける1ブロック内の地域において、短期間に交通死亡事故の発生件数が3件に達したとき。
（ただし、鹿児島ブロックは4件に達したとき）

5 発令及び期間

- (1) 発令
 - ・ 会長は、警報発令の基準に該当すると認めたときは、県警察本部長の意見を聞いて、警報を発令する。
 - ・ 会長は、警報の発令を決定したときは、関係のある市町村長及び関係各機関・団体に対し通知する。
- (2) 期間
警報発令期間は、発令の日からおおむね10日間とし、多発傾向が抑止されないと認めるときは、期間を10日間延長できるものとする。

6 発令時における推進事項

警報が発令されたときは、県交通安全県民運動推進協議会、市町村交通安全推進協議会等は、幹事会、連絡会議及びブロック会議を開催して推進体制を確立するとともに、連絡を密にし、定められた推進事項の具体的な推進方法等について協議し、迅速かつ効果的な推進に努める。

章	1 道路交通安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細 目	

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
------	------------------

【計画の実施方針】

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の要請等の事業及び諸行事に対する援助並びに必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体に対する情報提供
県の交通安全推進母体として民間団体を含めた108の機関・団体からなる「鹿児島県交通安全県民運動推進協議会」の各構成機関・団体に対し、交通事故情勢や交通安全対策に関する話題を掲載した広報誌を配布する。
 - (1) 広報誌名 「セーフティーマイト」
 - (2) 発行回数 年4回発行
- 2 「鹿児島県交通安全母の会連絡協議会」の支援
「交通安全は家庭から」の基本理念に基づき、交通安全活動を組織的に展開している鹿児島県交通安全母の会連絡協議会と連携を密にし、活動を支援する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業、諸行事に対する援助、交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を支援する。 また、地域団体、自動車販売団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう働き掛ける。 そのため、相互において定期的な情報共有を図り、交通安全に関する活動を促進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 民間団体・企業等との連携による住民の安全意識の高揚に向けた広報啓発活動の推進 2 地域交通安全活動推進委員、交通ボランティア等との積極的な連携 3 地方自治体、包括連携協定締結企業との連携強化 4 交通安全指導者の養成等に対する支援	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
細 目	

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に促進する。	
【令和8年度事業計画の内容】 各季の交通安全（交通事故防止）運動の展開に際し、各市町村の交通事故実態に即した施策を促進する。 また、鹿児島県交通安全県民運動推進協議会の各構成機関・団体に対しても、それぞれの立場で効果的な交通安全諸活動が推進されるよう要請する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 住民自らに交通安全に関する当事者意識を持たせるため、地域の実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に促進する。 また、交通死亡事故現場診断や交通事故多発地点等特別対策合同現場診断等の住民が積極的に参加できる仕組みにより、地域住民の意見を交通安全の取組にフィードバックする。	

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 関係機関・団体との連携による住民の安全意識の高揚
- 2 当該地域に係る交通事故実態等の広報・情報提供の推進
 - (1) 街頭指導、安全講習会、地元広報誌等を通じた広報
 - (2) 幼稚園、保育園、小・中・高校等に対する広報
 - (3) 「犯罪・交通事故情報マップ」による広報
- 3 地域交通安全活動推進委員、交通ボランティア等の積極的な活用及び連携強化
- 4 交通死亡事故現場診断、交通事故多発地点等特別対策合同現場診断等における地域住民の積極的な参加・協働
- 5 交通少年団への支援、新規結成の促進

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 エ 二輪車安全運転対策の推進

実施機関	県警察本部免許試験課
------	------------

【計画の実施方針】

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討により効果的な推進を図るほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び教習技法の充実と教習効果の確認を徹底し、教習水準を高める。

また、運転免許を取得する者への取得時講習の充実による二輪車等各種運転者の教育を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
 - (1) 指定自動車教習所における教習の充実
 - ア 教習・検定水準の維持向上を推進
 - (ア) 運転適性検査結果に基づく教習生個々の特性を踏まえた教習
 - (イ) 厳正公平な技能検定の実施と実践的教習を推進するため指定校への総合検査などを強化する。
 - (ウ) 知識及び技能の向上はもとより、安全意識の高い教習の充実を図る。
 - イ 技能検定員及び教習指導員の資質の維持向上
 指定自動車教習所職員への実践的方式による法定講習を実施し、技能検定員及び教習指導員の資質の維持向上を図る。
 - (2) 届出自動車教習所における教習の充実
 - (3) 取得時講習の充実
 - ア 運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。
 - イ 講習機関に対する研修等を通じて講習指導員の講習能力の向上を図る。
 - ウ 運転免許取得時における適切かつ効果的な講習の推進
 「初心運転者期間制度」の教示や、悪質・危険な運転者の根絶に資する事例を引用した交付時講習を実施する。
- 2 二輪車等各種運転者への安全運転対策の推進
 各種取得時講習、指定自動車教習所における教習及び交通安全教育活動の充実を図る。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	イ 運転者に対する再教育等の充実

実施機関	県警察本部免許管理課
【計画の実施方針】 各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の充実を図るほか講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化及び講習内容、講習方法の充実に努める。 【令和8年度事業計画の内容】 1 講習実施機関への指導監督 委託している更新時講習、違反者・停止処分者講習の充実を図るため、講習指導員の資質の向上、講習内容の充実に努め、必要な指導監督を強化する。 また、自動車学校が実施している高齢者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習を適正かつ円滑に運用するため、指導体制の維持と協力関係の構築に努める。 2 各種講習の充実 (1) 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じ、適正かつ効果的な更新時講習を推進するため、講習指導員の人員の確保と資質の向上、講習内容の充実、講習施設と資機材の整備・充実等を図る。 (2) 道路交通法の一部改正により、令和7年3月24日から開始されたオンライン更新時講習の円滑な運用に努める。 (3) 違反者講習及び停止処分者講習については、「運転技能向上センター」における実車指導や参加・体験型講習を実施し、運転者の安全マインドの醸成と運転技能の向上を図る。 3 適性検査等の充実 (1) 運転適性検査機器を活用した安全運転意識の高揚 運転適性検査機器を積極的に活用し、同診断に基づく指導を徹底することにより、安全運転意識の高揚を図る。 (2) 安全運転相談の充実 更新時における障害及び一定の病気、その家族等からの安全運転相談に的確に対応するため、担当職員を増強するなど、体制の強化を図る。 また、更新申請者への免許取得についての可否判断を適正に行うため、担当職員の専門的知識・技能の向上を図るなど、安全運転相談のより一層の充実と相談窓口の広報に努める。 4 適正な運転免許行政の推進 免許更新申請に係る県民の負担軽減の観点から、運転免許更新申請者等の利便性の向上に配慮した施設の整備等を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	イ 運転者に対する再教育等の充実

実施機関	県警察本部免許試験課
【計画の実施方針】 取消処分者講習は、運転免許試験場及び指定講習機関10校（県下指定自動車教習所）で実施する。 また、指定自動車教習所においては、運転免許既得者に対する再教育を実施するなど、地域における交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。	

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 実効ある取消処分者講習の実施
 - (1) 講習指導員として従事する者に対する実践的講習による、技能及び資質向上と講習体制の確立を図る。
 - (2) 飲酒運転取消処分者には、飲酒運転根絶の観点から、飲酒行動の改善や規範意識の向上を主眼とした講習を実施。
 - (3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者には運転適性検査の診断結果を反映した個別的指導等を実施し、運転特性の矯正を図る。
 - (4) 取消処分者講習は、心理的、性格的危険性を有する者に対する再教育であることから、指導員の資質の向上のため中央研修所への派遣研修等や運転シミュレーター等の講習資機材を活用し、実効ある講習を推進する。
- 2 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許取得者の生涯教育として、地域交通安全教育センターに位置付けられる指定自動車教習所等の機能を充実させる。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	オ 高齢運転者対策の充実

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

高齢運転者の交通事故を防止するため、高齢者講習の効果的实施及び認知機能検査、運転技能検査を適確に推進する。また、高齢運転者からの安全運転相談等に対しては、迅速かつ適切に対応し、必要に応じて運転免許の取消し等の行政処分を検討する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 高齢運転者に対する教育の充実

高齢者講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うなど効果的に実施する。

また、講義は、加齢に伴う身体機能の変化について理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故と防止策等について、教本及び視聴覚教材を活用し、教育の充実に努める。
- 2 臨時適性検査等の適確な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者を把握した場合は診断書提出命令や臨時適性検査等を確実に実施することにより、運転免許の取消し等の行政処分を適確に行う。
- 3 運転技能検査、認知機能検査の適確な実施

運転技能検査、認知機能検査については、公正性及び公平性を確保し、適確な実施に努める。
- 4 高齢運転者への適切な対応

高齢運転者やその家族等から、安全運転相談をはじめとした各種相談や運転免許関係手続案内、高齢運転者教育等を実施する際に、高齢運転者の特性や心情に配慮し、親切丁寧な対応を行う。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	オ 高齢運転者対策の充実

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」の中で「高齢者とこどもの交通事故防止」を運動の最重点と位置付け、参加・体験・実践型の交通安全教育など、高齢運転者に対する教育を充実するほか、安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用のための広報を行う。	
【令和８年度事業計画の内容】 1 各季の交通安全運動や各種キャンペーン、講習会等あらゆる機会を通じて高齢運転者標識の活用について啓発する。 2 高齢者支援施策の推進 各季の交通安全運動や各種キャンペーン、講習会等あらゆる機会を通じて、県警と連携し、運転免許証返納制度等の周知を図り、各市町村において実施されている自主返納者への割引サービス等の支援についての周知を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	カ 外国人運転者対策の強化

実施機関	県警察本部免許試験課
【計画の実施方針】 外国人の運転免許取得時の多言語化に加え、いわゆる「外面切替」制度を厳格に運用することにより、さらなる外国人運転者による適正な運転の確保のための取組を進める。	
【令和８年度事業計画の内容】 1 運転免許の取得時における住所確認の厳格化 2 外国免許を保有する者の運転免許試験の一部免除の際の、運転知識及び運転技能の確認の厳格化 3 外国人運転者への教育等の充実 厳正・公平な試験等の推進により、外国人の運転免許試験受験者への安全運転技能と意識向上を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	キ 自動車安全運転センターの業務の充実

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。	
【令和８年度事業計画の内容】 自動車安全運転センター鹿児島県事務所が総括事務局となり、毎年開催されている「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」等のイベントへ周知・広報に努めるとともに、相互に協力して県内の各種交通安全施策を展開する。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ク 自動車運転代行業の指導育成等

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 自動車運転代行業の業務の適正な運用を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的に、自動車運転代行業を営む者に対し適宜その業務に関し報告若しくは資料の提出を求めるとともに立ち入りを実施する。	
【令和８年度事業計画の内容】 自動車運転代行業の営業所への立入り強化月間を設け、集中的に取り組むほか、適宜、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求めるとともに、立ち入りを実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ク 自動車運転代行業の指導育成等

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 自動車代行業者の損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の取締りを実施する。	
【令和８年度事業計画の内容】 通常の警察活動を通じ関係法令違反の未然防止を図るとともに、必要な取締りを実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業者等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進します。	
【令和８年度事業計画の内容】 1 事業用自動車の運転者教育の充実 自動車運送事業者等に対して実施する監査を通じて運転者教育等の徹底を図る。 貨物自動車運送事業者については、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督を実施するよう指導の徹底を図る。 また、一般乗用旅客自動車運送事業者については、新たに雇い入れた者に対する10 日間の指導監督及び特別な指導を行ったうえで運転者として選任するよう指導の徹底を図る。	

2 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

独立行政法人自動車事故対策機構や民間参入事業者による自動車運送事業者に従事する運転者に対する適性診断の受診について、3年に一度の受診を推奨するとともに、受診結果を有効に活用するよう指導の徹底を図る。

また、自動車運送事業者に対する監査を通じて、次に掲げる者に対する、国土交通大臣が認定する適性診断の受診義務について指導の徹底を図る。

- ・ 死者又は負傷者（重傷）が生じた交通事故を引き起こした運転者
- ・ 運転者として新たに雇い入れた者
- ・ 高齢者（65歳以上の者をいう。）である運転者

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	コ 危険な運転者の早期排除等

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

悪質危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分を迅速かつ適正に実施するとともに、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に係る運転者への適切な対応を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

1 行政処分の迅速かつ適正な実施

違反・事故登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消、また、仮停止を積極的に活用するなど、行政処分を迅速かつ適正に実施し、悪質危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除する。

あわせて、一定の病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施に努める。

2 一定の病気等に罹患する者に対する適切な対応

(1) 免許更新時における一定の病気等に係る質問票の確実な運用に努めるとともに、プライバシー保護に万全を期す。

(2) 一定の病気等の疑いのある者について主治医からの届出が行われやすい環境づくり及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を強化する。

(3) 一定の病気等に該当する疑いがあると認められた場合、必要に応じて診断書提出命令の発出等を活用し、その円滑な運用を図る。

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項目	(2) 運転免許業務の改善
細目	

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

運転免許更新等の各種手続の合理化を推進していくことにより、更新者の負担軽減を図る。

高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査（以下「高齢者講習等」という。）については、将来の受講者数等の増加に対応し得る継続的な実施体制の確保を図る。

【令和８年度事業計画の内容】

- 1 更新申請者の利便向上方策の推進
免許更新受付要領の効率化により、円滑な更新業務の推進と更新者の負担軽減を図る。
- 2 将来の高齢者講習等受講者の増加に対応し得る継続的な実施体制の確保
将来の受講者数等をきめ細かく予測し、これを高齢者講習等を実施している自動車教習所とも共有しながら地域の実情に応じた受講枠の拡大を図るなど、自動車教習所と緊密な関係を維持し、的確な対応を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(3) 自動運転等の安全の確保と支援
細 目	ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

特定自動運行の許可手続において、法令上提出を求められている申請書等の記載内容や手続等の明確化等の取組のほか、特定自動運行が適切に行われているかを把握するための特定自動運行実施者に対する立入検査等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。

【令和８年度事業計画の内容】

特定自動運行の許可制度を円滑に運用するとともに、自動運転車の公道実証実験が安全で円滑に行われるよう、積極的な地域コミッティの参画、地方自治体、関係行政機関、事業者等とその取組の支援等を図る。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(3) 自動運転等の安全の確保と支援
細 目	イ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。

また、遠隔操作型小型車や歩道走行型ロボット等に係る安全かつ円滑な公道実証実験の実施を可能とするため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る。

【令和８年度事業計画の内容】

遠隔操作型小型車の届出制度を円滑に運用するとともに、遠隔操作型小型車等の公道実証実験が安全で円滑に行われるよう、地方自治体、関係行政機関、事業者等と連携を図る。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(3) 自動運転等の安全の確保と支援
細 目	ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等 イ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 特定自動運行や遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 特定自動運行や遠隔操作型小型車の公道実証実験にかかる道路使用許可申請に関して「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」及び「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」に沿って適切に対応するとともに、事業者に対する周知を図り、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(4) 安全運転管理の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、令和5年12月から実施されることとなった安全運転管理者による運転者に対する運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の義務が確実に履行され、また、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。 また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し安全運転管理業務の徹底を図る。 さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。 事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 鹿児島県安全運転管理講義会と連携し、次の対策を推進する。 - 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導の実施 - 未選任・未届事業所を一掃する。 - 交通事故多発事業所や安全運転管理者等講習未受講事業所等への指導を強化する。 - 酒気帯びの有無の確実な確認及び記録について指導を強化する。 - 運転者教育等の推進 - 安全運転管理等の義務の遵守を指導する。 - 若年運転者の指導教育を徹底する。 - ドライブレコーダーの整備と同映像を活用した運転者教育を推進する。 - 従業員等に対する「交通事故を起こさないための防衛運転法」の周知を徹底する。 - 交通安全活動の積極的推進 - モデル事業所活動を推進する。	

- (2) 高齢者の交通安全対策を推進する。
- (3) 飲酒運転根絶対策を推進する。
- (4) 各種広報媒体（機関誌、ラジオ、テレビ等）を利用した広報を推進する。
- (5) 2026「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を実施する。
- (6) ドライブレコーダーの普及を促進する。

4 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等については、九州運輸局鹿児島運輸支局と使用者等へ通知し、適切な行政措置や使用者等による自主的な改善措置が図れるように働き掛ける。

また、過積載運転、過労運転等については、違反取締りとどまらず、使用者等に対する背後責任の追及を徹底し、自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進 エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策 オ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等 コ トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 自動車運送事業者等に対して、点呼時におけるアルコール検知器の使用を徹底させるとともに、飲酒運転防止に関する具体的取組やアルコールの影響等について周知を図る。 あわせて、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の普及、常習飲酒者に対するスクリーニング検査の促進等により、飲酒運転ゼロを目指す。 さらに、薬物使用運行の根絶、「ながらスマホ」や「あおり運転」等の危険行為防止について、事業者による指導・監督の徹底を図る。 このほか、交通事故防止のため、先進安全自動車（ASV）装置や運行管理支援機器等の普及を促進し、運転情報や車両・ヘルスケア機器等のデータを活用したシステムの普及を図り、更なる事故削減を目指すとともに、ICT技術の活用により運行管理の高度化と働き方改革を推進する。 トラック・物流Gメンによる是正指導の強化として、長時間労働や過積載運行の要因となる荷主等の違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導を強化し、貨物自動車運送事業における安全な事業環境の確立を図る。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 自動車運送事業者等に対する指導監督の充実 自動車運送事業者等に対して、厳格な運行管理、運転者に対する日常的な指導・教育、車両の整備管理等を図るため監査体制の強化、監査対象の重点化 等により指導監督の強化を図るとともに飲酒運転ゼロを達成するために自動車運送事業者に対し点呼時のアルコール検知器使用に関する指導の徹底を図る。	

また、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を、貸切バス自動車運送事業者については一般貸切自動車事業適正化事業実施機関を通じて輸送の安全を確保するための指導の徹底を図る。

- 2 交通事故防止のため、先進安全自動車（ASV）装置や運行管理支援機器等の普及を促進するとともに、ICT技術を活用した運行管理の高度化に関して、運行管理の高度化を進め、クラウド型運行管理システムやデジタル点呼等の活用により、運行管理業務の効率化と高度化を図る。

さらに、運行データを活用した労働時間管理の見える化を進め、長時間労働の是正や業務効率化を通じて、運転者の負担軽減と働き方改革を推進する。

- 3 荷主等の違反原因行為等の通報窓口に寄せられた情報を基に荷主に対して調査を行い、問題が発覚した際には、貨物自動車運送事業法に基づき「働きかけ」「要請」「勧告・公表」といった法的措置を行い、改善計画の策定を指導する。

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 交通労働災害の防止等
細目	ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等

実施機関	鹿児島労働局
------	--------

【計画の実施方針】

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底や関係団体との連携により交通労働災害の防止を図る。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）等の関係法令の履行確保等により自動車運転者の労働条件の確保・改善を図る。

【令和 8 年度事業計画の内容】

1 交通労働災害の防止

交通労働災害の防止交通労働災害の防止に関しては、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図ることにより、事業場における労働安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、自動車運転者に対する教育等の実施及び健康管理、事業主及び自動車運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施などの積極的な取組の促進を図る。さらに、これらの取組が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、必要な権限を付与した交通労働災害防止担当管理者を配置するとともに、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転者に対する教育の実施を推進する。

2 運転者の労働条件の適正化等

運転者の労働条件の適正化等時間外労働の上限規制及び改善基準告示について周知を行う。また、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働基準監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行う。自動車運転者の労働条件の適正化等に関しては、労働基準法及び改善基準告示等の関係法令の履行確保を図るための監督指導を実施する。監督指導の結果、重大な違反が認められた事業場に対しては、地方運輸機関に通報するとともに、必要に応じて地方運輸機関との合同による監督・監査を実施する。

また、過重労働運転が原因とみられる重大事故を引き起こした事業場等に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

その他、新規参入事業場等に対しては地方運輸機関と連携しながら、労働基準法及び改善基準告示等の関係法令を周知するための説明会を実施するとともに、「労働時間管理適正化指導員」を委嘱して自動車運転者を使用する事業場に対する指導・助言等を実施する。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(7) 道路交通に関連する情報の充実
細 目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際、必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策として、国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、地方連絡会議や関係業界を通じて、関係者への周知徹底を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書の事例を参考に、各種研修・講習等において留意する点など周知・指導を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(7) 道路交通に関連する情報の充実
細 目	ウ 気象情報等の充実

実施機関	鹿児島地方気象台
【計画の実施方針】 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象についての的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。 【令和8年度事業計画の内容】 1 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。 2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。 (1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。 (2) 津波警報等の確実な運用	

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがある時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会等の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進する。

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(1) 自動車アセスメント情報の提供等
細 目	

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 自動車使用者が安全な自動車及びチャイルドシートを選ぶことができる環境を整えるとともに、メーカーによる安全な自動車等の開発を促し、安全な自動車等の普及を促進する。 また、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報について、自動車使用者に定期的に提供する。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報（パンフレット）について、窓口において配布するとともに関係業界機関誌により広報を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	ア 自動車の検査の充実

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査・整備の高度化を推進することにより、道路運送車両法に基づく自動車検査の確実な実施を図るとともに検査データの収集分析及び活用を進める。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両の排除等を推進していくと共に可搬式ナンバープレート読み取り装置を活用した無車検運行車両の排除に努めるほか、硫黄分析装置を用いた不正軽油の取締を実施する等、公害の防止に取り組む。	
【令和 8 年度事業計画の内容】 1 自動車の検査時において、「自動車使用者の保守管理責任」についてのパンフレット等を活用し、検査及び点検整備制度の趣旨の周知徹底を図る。 また、街頭検査時においては、不正改造車をはじめとした整備不良車両の排除を図る。 2 車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査を推進し、先進安全装置を搭載した自動車の電子装置機能確認の対応を図る。 3 指定自動車整備事業者等に対する指導監督を強化し、民間における検査体制の適正化を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	イ 自動車点検整備の充実

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 特定整備制度にかかる自動車整備事業の運用を推進するとともに自動車点検整備の充実を図る。 また、整備管理者制度の改善及び不正改造車の排除を図る。	

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 自動車特定整備事業者及び自動車運送事業者に対する監査の機会をとらえ、点検整備の確実な実施について指導するとともに、各種研修会において周知徹底を図る。
- 2 関係機関の協力の下、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」を展開することにより、自動車の保守管理の徹底及び不正改造防止について啓発を図る。

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(3) リコール制度の充実・強化
細 目	

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
------	--------------

【計画の実施方針】

設計等に起因する安全・環境基準に適合しない又は適合しなくなるおそれがある自動車について、自動車製作者等に対して改善措置の届出等を確実かつ早期に行うよう指導するなど、リコール制度の適正な運用を図り、自動車の安全確保について自動車製作者等の指導監督の徹底に努める。

【令和8年度事業計画の内容】

自動車販売店を含めた自動車製作者等に対して、改善措置の届出回収を確実かつ早期に行うよう指導監督の徹底を図るとともに、自動車使用者からの自動車不具合情報の収集によりリコール対象車両の早期発見に努める。

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(4) 自転車の安全性の確保
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
------	------------

【計画の実施方針】

自転車利用者に対し、いわゆる「かごしま自転車条例」に定められた定期的な自転車安全整備店における点検整備の励行や、自転車事故の被害者救済の充実を図るための、自転車損害賠償保険等加入に向けた広報啓発に努める。

さらに、夜間における交通事故を防止するため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 街頭指導・交通安全教育時における安全指導の実施
- 2 損害賠償保険等の加入促進
自転車利用者に対する交通安全教育の場や街頭指導等において、事故の加害者になった場合の責任の重大性を認識させ、いわゆる「かごしま自転車条例」に義務として定められている損害賠償保険への加入に係る広報啓発を行う。
- 3 自動点灯式自転車の普及及び反射材用品の取付け促進
暗くなると自転車の前照灯が自動的に点灯する「自動点灯式自転車」の普及及び反射器材の取付け促進により、自転車の被視認性向上を図る。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(1) 交通指導取締りの強化等
細 目	ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、交通事故多発路線等における街頭指導活動を強化し、交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを効果的に推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 1 交通事故抑止に資する指導取締りの推進 こどもの安全確保の観点から、通学路、登下校時間帯に重点を置いた可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りや、交通事故実態等を的確に分析し、交通事故多発路線等における交通指導取締りを推進強化する。 無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性・危険性の高い違反、県民から取締り要望等の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、無免許運転及び飲酒運転は、運転者のみならず無免許運転周辺者二罪（車両提供・同乗）及び飲酒運転周辺者三罪（酒類提供・車両提供・同乗）等の捜査を徹底する。 2 背後責任の追及 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行うとともに、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種違反の防止を図る。 3 いわゆる白タク・白トラの取締りの強化 白タク・白トラ行為の抑止・排除のため、関係機関と連携し、広報啓発活動や取締りを強化する。 4 自転車利用者に対する指導取締りの推進 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に自転車の交通違反に対する指導取締りを推進し、悪質・危険な交通違反に対しては検挙する。 5 ペダル付き電動バイク等の利用者に対する交通指導取締りの強化 ペダル付き電動バイク等について、飲酒運転、信号無視、通行区分違反等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化するとともに、ペダル付き電動バイクの取締りを推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細 目	イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

実施機関	県警察本部高速道路交通警察隊
【計画の実施方針】 高速道路は、軽微な違反行為であっても重大な事故に直結するおそれがあることから、交通量や交通事故の発生状況を分析し、交通指導取締り体制の整備に努め、交通事故の発生実態に即した効果的な機動警らや駐留監視活動を実施し、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 高速道路における交通事故は、高速走行であるが故に、重大事故に発展する危険性が極めて高いことから、レッドランによる機動警ら及びインターチェンジやトールバリア等における駐留監視活動を強化するとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを実施し、特に、死亡事故や重大事故に繋がる著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持違反、通行帯違反等	

の取締りを強化するほか、交通事故時に車外放出の原因となり、重大な被害となるおそれのあるシートベルト非着用やチャイルドシート使用義務違反の取締りを行い、全席シートベルト着用の普及やチャイルドシートの適正な使用に関する啓発活動を強化する。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(2) 交通事故事件等に係る緻密かつ適正な捜査の一層の推進
細 目	ア 危険運転致死傷罪に係る捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

実施機関 県警察本部交通指導課

【計画の実施方針】

交通事故事件等の捜査においては、飲酒運転、信号無視、妨害運転等が疑われるものについては、初動の段階から危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査を徹底する。

また、捜査員の能力向上や客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 交通事故事件の認知段階から、捜査幹部が的確に捜査指揮を行い、積極的に危険運転致死傷罪の適用に努める。
- 2 捜査員の能力向上のための各種教養・講習の実施と研修の充実を図る。
- 3 3Dレーザースキャナや捜査支援システム等を積極的に活用し、客観的証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(3) 暴走族対策の推進
細 目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族等に対する交通指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止

実施機関 県警察本部交通指導課

【計画の実施方針】

暴走族の追放を促進するために、関係機関・団体と連携して、家庭、学校等における青少年の指導の充実を図るとともに、暴走行為を阻止するための環境整備を図る。

また、暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員に対しては、あらゆる法令を適用して指導取締りを推進し、解散指導及び再犯防止を積極的に行う。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 暴走族追放の気運を高揚させるため、各種法令を活用して取締りを推進するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行うほか、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等が促進されるよう働き掛ける。
- 2 暴走族及びこれに伴う群衆の集合場所として利用されやすい施設の管理者等に協力を求め、暴走族等を集合させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。
また、事前情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じる。
- 3 集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめと

する各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、あわせて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りを推進する。

また、車両の不正改造事案については、不正改造車両の押収のほか、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

- 4 暴走族関連事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。

また、暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(3) 暴走族対策の推進
細 目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

実施機関	県教育庁高校教育課
【計画の実施方針】 ・ 学校・家庭・警察が緊密に連携し、暴走族の犯罪性の周知と規範意識の育成による未然防止、及び早期発見・対応の体制を確立する。 ・ 加入の恐れがある際は速やかに具体的かつ強い離脱指導を組織的に実施する。 ・ 学校や地域における生徒の所属感と居場所づくりを推進し、非行を許さない社会機運の醸成と青少年の健全育成に向けた環境改善を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 1 未然防止の取組 ・ 教職員が研修等を通じて暴走族の実態を把握するとともに、生徒の状況の変化に注意を払い情報を収集する。また、警察や近隣の小・中・高校と定期的に連携し、状況を把握する。 ・ 全体集会や学級活動などにおいて暴走族の犯罪性や危険性、社会のルールを守る大切さなどを正しく認識させ、規範意識を育てる指導を徹底する。 2 実際の対応（加入・関係が疑われる場合） ・ 管理職、生徒指導担当でアンケート調査や聞き取り調査を行って事実確認を行う。 ・ 事実を確認した場合は、警察や教育委員会と密に連携し、生徒の交友関係を改善するための指導を個別に行う。 ・ 加入している生徒に対しては、グループから完全に離脱するまで継続的に関わる指導を行う。 3 課題の根本的な解決（環境づくりと連携） ・ 暴走族問題が他の非行（暴力行為や金銭強要など）とも深く関連しているという認識の下、青少年の健全育成という広い観点から、地域団体との協働による課外活動の提供、地域ボランティアへの参加推奨など、生徒が暴走族に居場所を求めることがない学校・地域環境を構築する。 ・ 学級活動や行事を充実させ、生徒一人一人が自分の居場所を感じ、所属感を持てるような学級・学校経営に努める。	

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(3) 暴走族対策の推進
細 目	オ 車両の不正改造の防止

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するため、「不正改造車を排除する運動」を通じて、広報活動の推進並びに企業及び関係団体等に対する指導を積極的に行う。 【令和８年度事業計画の内容】 違法マフラーなど悪質な不正改造車を公道から排除するため、街頭検査を実施し違反車両の使用者に対して整備命令を発令する等の対応を行う。改善に従わない場合は車両の使用停止等を含む厳正な処分を行い、不正改造等の取締りの的確な対応を実施する。 また、不正改造車等情報提供窓口寄せられた情報をもとに、不正改造車等のユーザーへ改善報告を求めるハガキを送付するなど不正改造車の排除のための諸活動を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数の負傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急用資機材の整備の推進 カ 消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

実施機関	県危機管理防災局消防保安課
【計画の実施方針】 - 救助体制の整備・拡充 交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助・救急活動の円滑な実施を期する。 - 集団救助・救急体制の整備 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制を促進する。 - 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進 現場におけるバイスタンダー（救急現場に居合わせた方）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を促進する。 - 救急救命士の養成・配置等の促進 プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、県下の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管等を円滑に実施するための講習及び実習の実施を促進する。 - 救助・救急用資機材の整備の推進 緊急消防援助隊設備整備費補助金・消防団設備整備費補助金や47緊急防災・減災対策事業債などの財政措置を活用し、救助工作車等の整備が計画的に行われるよう市町村に対し助言する。 - 消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進 事故状況の早期把握及び負傷者の迅速な救急搬送を図るため、ドクターヘリとの相互補完体制を含め、消防・防災ヘリコプターの救急業務への積極的な活用を推進する。 - 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 一般財団法人救急振興財団が開催する研修への参加を呼びかける。	

【令和 8 年度事業計画の内容】

- 1 集団救助・救急体制の整備
救急の日（9月9日）を含む救急医療週間に消防機関において、救助・救急訓練を実施するとともに啓発活動を実施する。
- 2 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進
各消防本部において講習会等を実施し、地域住民に対して自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の知識・実技の普及を図る。
- 3 救急救命士の養成・配置等の促進
救急救命士国家試験受験資格を取得させるために、救急振興財団の救急救命九州研修所及び救急救命東京研修所において、県内 12 消防本部 19 人の救急隊員が研修を受講する。
また、指導救命士を養成するため、救急振興財団の救急救命九州研修所及び救急救命東京研修所において、県内 7 消防本部 7 人の救急隊員が研修を受講する。
医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図るため、県及び地域救急業務高度化協議会を開催する。
- 4 消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進
鹿児島県消防・防災ヘリコプターを活用し、救急患者の搬送、医師及び医療資機材の搬送並びに災害時の情報収集等を実施する。
また、ドクターヘリが運航できない場合において、消防・防災ヘリコプターが対応できるよう体制を整える。

章	1 道路交通安全
節	6 救助・救急活動の充実
項 目	(1) 救助・救急体制の整備
細 目	イ 多数の負傷者発生時における救助・救急体制の充実

実施機関 県保健福祉部保健医療福祉課

【計画の実施方針】

救急医療機関や消防機関との緊密な協力関係の確保を図るとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の整備に努め、多数の傷病者が生じる大規模交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を促進する。

【令和 8 年度事業計画の内容】

国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム（DMAT）の参加を促進し、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な技能の向上及び関係機関との連携体制の構築を図る。
（災害派遣医療チーム整備事業 R8 予算：3,551 千円）

章	1 道路交通安全
節	6 救助・救急活動の充実
項 目	(2) 救急医療体制の整備
細 目	ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 ウ ドクターヘリ事業の推進

実施機関 県保健福祉部保健医療福祉課

【計画の実施方針】

交通事故による負傷者及び救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図る。

【令和 8 年度事業計画の内容】

1 初期救急医療

休日または夜間における急病患者の医療を確保するため、市町村が、郡市医師会に委託して実施する在宅当番制の普及定着を促進する。

2 第二次救急医療

休日及び夜間における入院治療を必要とする重傷救急患者の医療を確保するため、県下 9 救急医療圏のうち、7 医療圏については、地域の実情に即して実施している病院群輪番制病院及び共同利用型病院の運営の円滑化を図る。

（第二次救急医療施設運営費補助、R8 予算：62,652 千円）

また、熊毛地域においては、救急医療を実施する病院の運営の円滑化を図る。

（離島救急医療施設運営費補助、R8 予算：2,669 千円）

3 第三次救急医療

重症救急患者の医療を確保するため、鹿児島市立病院に設置してある県下全域を対象とした救命救急センターの運営の円滑化を図る。

（救命救急センター運営事業、R8 予算：30,000 千円）

4 添乗医師等確保対策

重症救急患者をヘリコプター等で搬送するために必要な添乗医師等を確保するため、同事務を行う鹿児島県市町村総合組合の運営費を助成する。

（添乗医師等確保対策事業、R8 予算：1,273 千円）

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項 目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
細 目	

実施機関 県保健福祉部保健医療福祉課

【計画の実施方針】

救急医療機関や消防機関との緊密な協力関係の確保を図るとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の整備に努め、多数の傷病者が生じる大規模交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を促進する。

【令和 8 年度事業計画の内容】

国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム（DMAT）の参加を促進し、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な技能の向上及び関係機関との連携体制の構築を図る。

（災害派遣医療チーム整備事業 R8 予算：3,551 千円）

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者等支援の充実と推進
項 目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
細 目	ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 イ 任意の自動車保険（自動車共済）の広報・啓発等

実施機関 九州運輸局鹿児島運輸支局

【計画の実施方針】

1 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底

自賠責保険（自賠責共済）期間の期限切れ、掛け忘れに関する注意喚起を、広報活動を通じて

広く県民に周知するとともに、街頭指導の強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

2 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）とともに重要な役割を果たしている任意保険（自動車共済）について、被害者救済等の充実を図るため、その普及率の向上に努める。

【令和8年度事業計画の内容】

1 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底

原動機付自転車、軽二輪自動車等検査対象外車両の自動車損害賠償責任保険への加入率の向上を図るため、街頭指導及び指導員制度による街頭監視、広報活動等を推進することにより無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

2 任意の自動車保険（自動車共済）の充実

運送事業及びレンタカー用等の自動車に対して義務づけられている一定額以上の任意保険（自動車共済）の締結の確認を徹底する。

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者等支援の充実と推進
項 目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
細 目	ア 無保険（無共済）車両対策の徹底

実施機関 県警察本部交通指導課

【計画の実施方針】

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに対し、街頭における交通指導取締り等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

自動車損害賠償責任保険（共済）加入の徹底に向けて、悪質な無保険（無共済）車両の運行に対しては適切な捜査を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者等支援の充実と推進
項 目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
細 目	ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

交通事故相談所において、交通事故被害者救済の一環として、交通事故被害者の福祉の向上を図るため、損害賠償問題等に対する助言を行うとともに、必要に応じ関係機関への斡旋を行うほか、交通事故相談活動の周知を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

1 交通事故相談業務の充実

相談内容の多様化、複雑化に対処するため、交通事故相談員の資質の向上を図り、適切な相談業務の実施に努める。

2 公的相談所の利用についての広報の充実

ポスター、広報誌等による広報を充実するとともに、関係機関・団体の連携を密にして公的相談所の利用促進を図る。

【参考】

令和 7 年度交通事故相談所の相談実績

実施場所	相談受理件数	相談員数
県交通事故相談所（県庁舎内）	295 件	2 人
大隅地域振興局（出張相談）	1 件	
大島支庁（出張相談）	0 件	
計	296 件	2 人

※ 大隅（鹿屋）と大島については、平成 30 年度から出張相談として対応

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者等支援の充実と推進
項 目	(3) 交通事故被害者等支援の充実強化
細 目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

県交通被災者たすけあい協会における更生援護活動の一層の充実が図られるよう適切な助言指導を行う。

【令和 8 年度事業計画の内容】

交通遺児等への援助活動の促進

公益財団法人鹿児島県交通被災者たすけあい協会が行う交通被災者への援助活動を促進する。

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者等支援の充実と推進
項 目	(3) 交通事故被害者等支援の充実強化
細 目	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進

実施機関 県警交通指導課

【計画の実施方針】

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

【令和 8 年度事業計画の内容】

交通事故被害者等に対して、刑事手続きの流れや保険制度等をまとめた手引書「交通事故の被害者とその家族のために」を交付するとともに、交通事故の概要、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供等、被害者支援を推進する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、加害者の検挙状況、処分状況（送致先検察庁、起訴された裁判所）を連絡する「被害者連絡制度」の適切な運用を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	8 交通事故分析の高度化
項 目	
細 目	

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

交通死亡事故等の更なる減少を図るために、交通事故の実態を的確に把握し、効果的かつ詳細な交

通安全施策の検討・立案等に資するため、人、道路、車両及び原因等について社会的背景、環境的背景等の変化を踏まえた総合的な観点からの事故分析を行う。

また、多発する交通事故の特徴や傾向について、その要因を分析するほか、GIS（地理情報システム）ツールを活用した事故多発地点、多発時間帯、多発形態等を把握し、きめ細かい対策を講じるための詳細な分析を行う。

さらに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

1 交通事故情報管理システムによる分析の高度化

交通事故統計の詳細な分析により事故の傾向等を把握するほか、交通事故情報管理システムやGIS（地図情報システム）の活用により、交通事故の発生要因を多角的に分析するなど、交通事故分析の高度化・精緻化を図る。

2 分析結果に基づく情報提供

分析により得られた情報については、交通事故防止のための各種施策に活用するほか、各種広報用資料として県警ウェブサイトへ掲載するなど、関係機関・団体をはじめ、県民への情報提供を積極的に行い、効果的な交通安全対策の推進及び交通安全意識の高揚を図る。

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
------	----------

【計画の実施方針】

鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施を指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良の促進を図る。

特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。

研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等の技術力の向上に向けた取り組みについても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。

このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図る。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施を指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良の促進を図る。

特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。

研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等の技術力の向上に向けた取り組みについても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。

このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保

等を図る。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
------	-----------------

【計画の実施方針】

鉄道輸送の基本的条件である安全・安定輸送確保のための施策をはじめ、収入確保、サービス改善及び経費節減に直結する施策に関し、調査結果や経年などを勘案し、老朽化の著しい資産を中心に更新や改修等の適切な投資を行うことで、鉄道事業の基盤強化を図っていく。

そこで、令和8年度は「みんなが安全を考える」をスローガンとして安全創造運動を展開し、安全管理体制を確立する。

また、環境への配慮とコスト意識を持ち、業務の改善を図りながら、お客さまに安心・快適な線路設備を提供できるよう、技術の向上と継承に努める。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 輸送設備の維持更新、老朽設備取替
線路設備、電路設備、保守用機械、運輸設備など、経年設備の適時・適切な取替や撤廃により、設備の故障防止に取り組む。
- 2 保安・防災対策
 - (1) 踏切事故の未然防止を目的として全方向踏切警報機等の整備に取り組む。
 - (2) 構造物の耐震補強、新幹線の脱線防止ガードの設置、津波ハザードマップの更新や避難経路の整備など、継続して地震・津波対策を推進する。
- 3 安定輸送対策
 - (1) 線路の保全機能向上やお客さまの乗り心地改善を目的に動揺対策、TPC まくらぎ化などを引き続き実施する。
 - (2) 列車検知機能向上や軌道回路装置の安定稼働を目的としたスキニング式列車検知装置の整備を推進する。
- 4 経営体質の改善、業務運営方式の改善
ホーム照明や踏切照明などのLED照明への取替を推進する。
- 5 安全・安心な駅づくり
利用しやすさ、分かりやすさ、使いやすさを追求した、駅整備の改善や、駅のバリアフリー化を行い、地域に愛される駅づくりを行う。
- 6 車両
 - (1) お客さまの安全確保のためのホーム検知装置の拡大。
 - (2) 老朽車両の淘汰、リニューアル工事、内燃車の機関換装、計画用変圧器（PT）破損対策等を行う。
 - (3) 検査周期の遵守により予防保全を徹底する。

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 1 車両の点検整備 鉄道輸送の基本条件である「安全の確保」は、国土交通省の「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等に従い、肥薩おれんじ鉄道で「車両整備に関する実施基準」等を定め、それらに基づいて検査・点検を確実に実施することで安全が確保されているが、その他にも春・秋の全国交通安全運動期間や年末年始輸送安全総点検期間に具体的な項目を定めて点検を実施し、輸送の安全確保に努める。 2 線路・トンネル・橋梁等の点検整備 鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び社内規程（施設設備実施基準）等に基づき、軌道設備、土木設備の設備補修を実施する。 3 信号保安設備及び電力設備の点検整備 社内規程（電気設備実施基準・運転保安設備実施基準）等に基づき定期点検を実施し、運転保安の維持を図っている。また、春・秋の全国交通安全運動週間や多客期などに併せて項目を定め、定期点検を実施し安全の確保に努める。 4 自然災害への適切な対応 梅雨やゲリラ豪雨、台風などの自然災害が予測される場合、気象台などからの情報を収集し災害の未然防止、災害発生時の早期復旧に努め、安全安定輸送の確保に努める。	
【令和8年度事業計画の内容】 車両及び各種設備などについては、上記のとおり定められたルールに基づいた定期点検を実施し、その結果に基づき、必要な設備補修を行い、安全輸送を維持する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項目	(2) 運転保安設備等の整備
細目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 曲線部分等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ※１）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの（※２）の整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。 ※１ Automatic-Train-Stop ※２ １時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。	
【令和8年度事業計画の内容】 曲線部分等への速度制限機能付き自動列車停止装置等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項目	(2) 運転保安設備等の整備
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 安全・安定輸送を確保するため、輸送設備の計画的かつ適時・適切な維持更新に取り組む。	
【令和８年度事業計画の内容】 木まくらぎのTPCまくらぎ化（3,830本） レール重軌条化（2,406.0軌m） 分岐器重軌条化（1台） ロングレール化（970.0軌m） 全可動ロングレール化（735軌m） 路盤改良の推進（55.0m） 全方向踏切警報灯への取替（2箇所）	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(2) 運転保安設備等の整備
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 社内規程（運転保安設備実施基準）に定められた設備ごとの検査方法・検査期間に基づいた点検の実施。	
【令和８年度事業計画の内容】 自動列車停止装置（ＡＴＳ）については、電気検測車による点検を年２回実施し、その他乗務員や運転指令などから不具合の申告があった場合は、その都度検査・修繕を行う。 また、列車無線については、周波数・出力・機器本体の状態など、基地局・移動局の設備点検を年１回実施する。 鳥獣との接触による車両の破損や列車の遅延が減少するように、車両前照灯に LED 照明の配備を進める。	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。	
【令和８年度事業計画の内容】	
1 軌道の整備	
まくらぎの更換	18 本
渡り線その他分岐器更換事業（鹿児島駅前ほか）	1 式
専用軌道土留擁壁等改良事業（南鹿児島駅前）	1 式

併用軌道交差点改良事業（加治屋町交差点）	1 式
併用軌道部軌道構造改良事業（新屋敷～甲東中学校前ほか）	1 式
併用軌道交差点区画線設置工事（鹿児島駅前電停交差点ほか）	1 式
2 電車架線の整備	
電車線（トロリー線）張替	1, 500m
センターポール可動ブラケット取替	15 本
3 その他	
令和 7 年度に引き続き、軌道施設等の整備を計画的に進める。	

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者・携帯電話業者が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うこと、訪日外国人向け多言語ポスター等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。 また、これらの機会をとらえ、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。 【令和 8 年度事業計画の内容】 踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者・携帯電話業者が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うこと、訪日外国人向けの多言語ポスター等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。 また、これらの機会をとらえ、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 鉄道交通の安全を確保するため、ポスターの掲示、チラシの配布等による広報活動及び沿線自治体	

の広報紙等への掲載などを積極的に推進する。

【令和8年度事業計画の内容】

鉄道の運転事故には、列車妨害、線路への立入り、踏切道への自動車の進入等、部外者によるものが大部分であり、特に踏切事故は、列車脱線などの重大事故の可能性が高く社会的損害が大きい。

従って、踏切の通行指導や沿線の学校等への啓発活動を強力に推進し、更に踏切事故防止講習会では模擬踏切を使用した踏切滞留時脱出訓練の実施により踏切通行者に啓発を図る。

また、全国交通安全運動等の期間を活用して、自治体や警察等の協力による幅広い広報活動を積極的に推進する。

また、児童等の鉄道の交通安全に対する意識の高揚を図る。

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

- 1 通常の業務における鉄道交通の安全に関する広報活動の実施
- 2 警察・消防などと連携した駅周辺の巡回強化
- 3 見学者に対する踏切安全教育の実施

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 春・秋の全国交通安全運動期間中は、乗務員が車内放送で、運動期間中である旨をお客さまにご案内する。
- 2 線路を巡回する社員は、巡回中に線路侵入者、若しくは接近者を認めた場合、注意喚起を行うだけでなく、該当者に対して線路への侵入、接近の危険性を指導する。
- 3 春・秋の全国交通安全運動期間中は、駅及び線路沿線の見回り強化を警察に依頼する。
- 4 運輸部への見学者に対して、踏切横断時の注意事項周知、踏切内に車が立ち往生しているのを目撃した場合の対応方（踏切支障報知装置の使用、同装置が無い場合の連絡先）及び踏切支障報知装置使用による列車妨害防止に関する指導・教育等を実施し、不幸な事故を未然に防ぐ取組みを実施する。また、必要により学校等に伺い、同様の指導・教育を行う。
- 5 沿線7市町に依頼し、広報誌に踏切事故防止記事の掲載により注意喚起を行う。

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関 県警察本部地域課鉄道警察隊

【計画の実施方針】

鉄道交通の安全に関し、
高齢者等のドライバーや歩行者に対する踏切事故防止
を中心に啓発、未然防止活動を防止する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 FMラジオを使用した踏切事故防止等の広報活動

- 2 通勤通学時間帯を対象とした警戒活動・列車警乗の強化
- 3 J R九州、肥薩おれんじ鉄道との連絡体制の確立

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 定期的な研修の実施により、事故関係法令の熟知及び技術の向上を図るとともに、必要に応じて適切な個人指導、適性検査を実施して事故の防止に努める。 また、事故防止に対する意識の高揚を図るため、ポスター掲示及びチラシの配布や市の広報誌での広報、啓発活動に努める。 【令和8年度事業計画の内容】 1 乗務員への全体研修の実施 2 緊急時対応訓練の実施 3 管理職による危険箇所等の安全総点検の実施 4 「市電は急に止まらない」の事故防止ポスターを、県警及び市関係機関、市電・市バス車内に掲出する。 また、市の広報誌への記事掲載など、広報、啓発活動を行う。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(1) 保安監査の実施
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施し、輸送の安全確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等の発生等の際にも臨時で保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実を図る。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。 【令和8年度事業計画の内容】 鉄道事業者に対し、計画的保安監査を実施し、輸送の安全確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップも実施する。 また、計画的な保安監査のほか、重大な事故等の発生等の際にも臨時で保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実を図る。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(1) 保安監査の実施
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 1 現車を使用した異常時訓練の実施 2 本部係員（司令・監督）による添乗指導・立哨指導の実施 3 運転技能訓練の実施	
【令和8年度事業計画の内容】 1 電車事業課脱線復旧訓練の実施（車両基地内）・・・・・・・・・・年1回 2 県警とのテロ対策訓練の実施（車両基地内）・・・・・・・・・・年1回 3 添乗指導の実施（営業線）・・・・・・・・・・全乗務員について3ヶ月に1回（年4回） 4 立哨指導の実施（主要電停・交差点）・・・・18ヶ所について2ヶ月に1回（年6回） 5 運転技能訓練の実施・・・・・・・・・・全乗務員について年1回	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士等の資質の保持
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 運転士の資質の向上等を目的とした、動力車操縦者運転免許試験をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。 また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議等の機会を捉えて指導する。	
【令和8年度事業計画の内容】 運転士の資質の向上等を目的とした、動力車操縦者運転免許試験をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。 また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議を開催するとともに、その後も機会を捉えて指導する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士等の資質の保持
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 鉄道交通の安全を確保するため、運転士及び保安要員の資質の維持・向上を図る。	
【令和8年度事業計画の内容】 鉄道輸送の安全な運行を確保するため、運転士に対し毎月1回の定例的な教育訓練の実施のほか、	

指導担当運転士等による添乗指導を行う。また、訓練をより充実させるための取組みとして、現車・現物・試運転列車を活用して車両構造や機器等への習熟の深度化や異常時対応力の向上を図る。シミュレータ訓練等による正しい基本動作の定着と”信号を見る“に特化した対策の推進を行う。

また、システムを活用して適性検査の管理を徹底し、乗務員等の資質の確保に努める。

○ 安全を支える人材の育成

コンクール、訓練、シミュレータを活用した技術力および安全意識の向上

（脱線復旧訓練、大規模災害訓練、基本動作コンクール、異常時訓練、各種発表会）

知識、技術、安全意識向上を目的とした定期的なフォロー教育（乗務員）を実施する。

引続き、社員の安全意識向上を目的とした安全創造館研修（7巡目）の実施。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士等の資質の保持
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
------	--------------

【計画の実施方針】

- 1 現車を使用した異常時訓練の実施
- 2 工務関係社員に対する事故防止教育の実施

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 J R 九州主催の総合脱線復旧訓練への参加（熊本車両センター）・・・年1回
 - 2 J R 貨物との合同脱線復旧訓練の実施（八代駅）・・・年1回
 - 3 警察・消防との総合脱線復旧訓練の実施（出水駅）・・・年1回
 - 4 異常時運転取扱訓練の実施（場所 R 7 年 袋駅から米ノ津駅間）・・・年1回
 - 5 乗務員定例訓練の実施（机上）・・・月1回
 - 6 工務関係社員事故防止教育（机上）・・・年1回以上
- ※6については協力会社の社員も参加

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
------	----------

【計画の実施方針】

鉄道事業者の安全担当の管理者等を対象とした鉄道保安連絡会議を開催し、事故の原因及びその再発防止対策等に関する情報共有等を行う。

また、安全上のトラブル情報を収集し、事故等の再発防止に活用するよう、速やかに鉄道事業者へ周知・共有する。

さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

【令和8年度事業計画の内容】

鉄道事業者の安全担当の管理者等を対象とした鉄道保安連絡会議を開催し、事故の原因及びその再発防止対策等に関する情報共有等を行う。

また、安全上のトラブル情報を収集し、事故等の再発防止に活用するよう、速やかに鉄道事業者へ

周知・共有する。

さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

【計画の実施方針】

支社内の会議を活用した他系統への展開とグループ会社との情報共有の強化を図るとともに、対策のトレースを実施し実行度を確認する。

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 安全に関する社外情報共有の活用
鉄道事故調査報告書等を活用した事故事例の共有化と対策の水平展開。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

- 1 速やかな情報発信と情報共有の徹底
- 2 安全上のトラブルに関する再発防止対策の検討

【令和8年度事業計画の内容】

列車運行に支障のあるトラブル情報は、現場の工務関係社員や乗務員等の発見者は速やかに運転指令に報告することとしている。

この情報は、運転指令から「異常時連絡体制表」に基づき、速やかに安全統括管理者（運輸部長）を始め関係社員へ伝達することで組織全体での情報共有を図る。

また、毎月実施している定例会議において、最善の対策の検討と情報共有を行い、再発防止に取り組む。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 鹿児島市交通局電車事業課

【計画の実施方針】

- 1 速やかな情報発信と情報共有の徹底
- 2 安全上のトラブルに関する再発防止対策の検討

【令和8年度事業計画の内容】

運行に支障をきたすトラブル情報は、乗務員や施設係員が発見し、運転司令に報告している。

この情報は、運転司令より、速やかに安全統括管理者を始め関係職員へ発信され、組織全体での情報共有が図られている。

また安全上のトラブルや事故等発生した時は、発生直後の局議や事故等調査委員会において、再発防止策を検討するなどし、再発防止に取り組んでいる。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運航の確保
項目	(4) 気象情報等の充実
細目	

実施機関 鹿児島地方気象台

【計画の実施方針】

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1部 第3章 第2節 3 (7) ウ気象情報等の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

【令和8年度事業計画の内容】（第1章 第3節 (7) ウ 再掲）

1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(2) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会等の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	(4) 気象情報等の充実
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
------	-----------------

【計画の実施方針】

鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。

【令和8年度事業計画の内容】

マスメディアからの情報はもちろんインターネット等を利用し、タイムリーな気象情報を収集して列車の安全運行に活用する。

台風や大雪等により列車の運行を見合わせた場合は、ＪＲ九州モニタリングシステム（ハレックス）からの情報を参考に列車の安全運行確保や計画的な線路点検計画を立て、早期運転再開に努める。

また、計画運休及びその後の運転再開に関しては、自治体、報道機関等への情報共有を図る。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(4) 気象情報等の充実 (7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
------	--------------

【計画の実施方針】

気象に関する速やかな情報収集に務め、関係機関と連携して安全運行に努める。

【令和8年度事業計画の内容】

インターネットや現地確認等により的確な情報収集に努め、社内で定めた基準に基づき、徐行運転や運転見合わせ等により安全運行に繋げる。

また、徐行運転・運転見合わせ等を行う際は、ホームページやＳＮＳ、デジタルサイネージにより、利用者への情報提供に努めるとともに、自治体等の関係機関とも情報共有を図る。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(4) 気象情報等の充実
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
------	--------------

【計画の実施方針】

軌道交通の安全を確保するため、気象に関する情報を的確に収集する。

【令和8年度事業計画の内容】

マスメディアからの情報はもちろんインターネット等を利用し、タイムリーな気象情報を収集して電車の安全運行に活用する。

台風や大雪等により電車の運行を見合わせた場合は、電車の安全運行確保や計画的な線路点検計画を立て、早期運転再開に努める。

また、計画運休及びその後の運転再開に関しては、自治体、報道機関等への情報共有を図る。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
------	----------

【計画の実施方針】

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供の体制の整備に当たり、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

【令和8年度事業計画の内容】

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供の体制の整備に当たり、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

【計画の実施方針】

早期の運転再開や事故等の原因究明を図るための体制づくりが迅速に行われるための訓練や知識技能の向上を図る。

【令和8年度事業計画の内容】

大規模な事故又は災害に速やかに対応するため、乗務員等の運転取扱の教育・訓練を実施するとともに異常時における連絡体制の充実および異常時を想定した訓練を行い、緊急時の対応能力向上を図る。

また、豪雨や地震・津波の際には、社員の安否確認を実施するとともに、直ちに参集し早期復旧に努める。

(異常時における運行状況の把握と早期正常化)

指令員の、過去の異常時の運転整理についての振り返りとその反省を生かした PRC シミュレータ訓練の実施による早期のダイヤ正常化スキルの向上。

指令員のレベルアップを目的とした指令勉強会の開催と指令長を担える人材の育成。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

- 1 警察署・消防署・クレーン会社などの連絡体制表の整備
- 2 運転指令員・運転士への重大事故発生時の対応方に関する教育の実施

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 警察・消防・クレーン関連会社の連絡先は既に掲出済、万全の態勢を整えている。

- 2 運転指令員及び乗務員に対して「異常時取扱いマニュアル」に基づいた教育を年1回実施し、その時々状況に応じた適切な指示、行動、情報発信について理解させている。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 自然災害や運転事故、軌道施設破損など、重大事故の発生に対して、マニュアルに従い、迅速な避難活動、救助・救急活動を行えるよう、緊急時の対応訓練など研修等の充実を図る。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 緊急時の対応訓練 1 回程度 2 県警と連携したテロ対策訓練 1 回程度	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。 また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を的確に確認する。	
【令和8年度事業計画の内容】 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。 また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を的確に確認する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 経営トップの主体的関与の下に安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とした安全管理規程に基づき、社員の声を反映した業務運営、安全総点検の実施等により安全管理の強化に努める。「運輸安全マネジメント評価」受検にあたり、国の評価や助言に基づき改善等を図り、更なる安全性の向上に努める。	
【令和8年度事業計画の内容】 安全マネジメントの基本的なPDCAサイクルを適切に機能させ、安全監査及び安全点検等の実施により社内の安全マネジメント体制のチェックを行い、輸送の安全の確保に取り組む。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 安全重点施策の策定や公表、安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等の実施及び内部監査など、国のガイドラインに定められた取組を行うとともに、安全管理体制を構築し、また、より安全性を向上させるため、国における評価や助言に基づく改善等を図ることにより、安全運行の推進に努める。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 運輸安全マネジメント委員会の開催：年3回 2 内部監査員養成研修会の実施：年1回 3 内部監査の実施：年1回	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道交通の安全な運行の確保
項 目	(7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道事業者に対して、大型の台風が接近・上陸する場合等、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 また、情報提供を行うにあたっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。	
【令和8年度事業計画の内容】 鉄道事業者に対して、大型の台風が接近・上陸する場合等、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 また、情報提供を行うにあたっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 1 速やかな計画運休の実施	

- 2 運転再開に向けた安全確保の徹底
- 3 利用者等に向けての情報提供の強化

【令和8年度事業計画の内容】

- 1 気象情報をもとに計画運休を早めに計画し、駅間停車や駅での混乱等を未然に防止する。
- 2 安全確認作業を効率的に実施するため、必要な箇所への要員・資機材の配置など事前準備の強化に努める。
また、運転再開時に向けて踏切等の設備を確実に点検し、安全を確保する。
- 3 情報提供を行うにあたっては、多様な情報提供手段、運行情報アプリ、駅頭掲示により、運休や運転再開等の運行情報を迅速かつ的確に多言語で提供する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 1 気象情報等の迅速・的確な収集と情報共有の徹底 2 運休決定時の利用者への速やかな周知	
【令和8年度事業計画の内容】 軌道交通の安全を確保するため、気象等に関する情報を迅速・的確に収集するとともに、組織全体で情報共有を図る。 また、対策本部において運休を決定したときは、マスメディアやHP・SNS等を活用し速やかに利用者へ周知する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	4 救助・救急活動の充実
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。	
【令和8年度事業計画の内容】 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	4 救助・救急活動の充実
項 目	
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 1 鉄道運転事故等が発生した場合の乗務員の対処能力向上及び早期運転再開に向けた警察、消防との連携の強化を図る。 2 地震等の大災害発生時における旅客の安全な避難誘導、鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。	
【令和8年度事業計画の内容】 1 「脱線復旧訓練」を実施し、鉄道運転事故発生時における対応能力の向上を図る。 2 大災害が発生した場合を想定したお客さま避難誘導訓練を実施、発生時の対応等について確認を行う。	

章	2 鉄道交通の安全
節	4 救助・救急活動の充実
項目	
細目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 警察署・消防署・クレーン会社など発生箇所に応じた連絡表の掲出、及びそれを活用した速やかな出動要請の実施	
【令和8年度事業計画の内容】 既に発生場所に応じた連絡体制表は掲出しており、速やかな対応が可能な環境が整っている。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 2 踏切道の統廃合の促進 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項目	
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 鉄道と交差する道路の新設改良に当たっては、極力立体交差化を基本とし踏切統廃合を推進する。また、自動車が通行する踏切道であってその幅員が接続する道路の幅員より狭いものや環境変化に伴い交通量が増加している踏切道については、「踏切道の拡幅に係わる指針」（平成13年10月1日）に基づき道路管理者と協議して構造改良の促進を図る。 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 自動車が増加傾向にある踏切及び通行量の多い踏切で警報機、遮断機のない踏切については、関係する道路管理者と協議を行い踏切保安設備を整備していく。 自動車が増加傾向にある踏切及び通行量の多い踏切で警報機、遮断機のない踏切については、関係する道路管理者と協議を行い踏切保安設備を整備していく。 また、非認定道路となっている踏切について認定道路への格上げ要請を行いながら保安設備の整備を進めていく。 一方、交通規制の実施については、踏切道の交通量、幅員、交通規制の実施状況、迂回路の状況等を勘案し、関係機関と協力を図り推進する。	

3 踏切道の統廃合の促進

踏切を改良、新設する場合又は立体交差化等の計画協議段階において、踏切道の利用状況、迂回路の状況等を勘案して地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められる箇所については、関係機関と協議を行い統廃合を推進する。

4 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、警報無視、直前横断等に起因するものが多いことに鑑み、自動車運転者、二輪車（自転車を含む。）や歩行者に対する安全意識の高揚及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知徹底を図るため、春・秋の交通安全運動期間等に積極的な保安指導広報活動（含む踏切滞留時脱出訓練）を実施し、踏切事故防止のPRを行う。また、踏切道における交通安全と円滑化を図るため、必要に応じて車両などの踏切通行等の違反行為に対する取締強化を関係機関に要請する。

踏切道数の状況（鹿児島県内分）

（令和8年4月1日現在）

区 分	1 種	3 種	4 種	合 計
鹿児島本線	39	5	5	49
日豊本線	50	2	8	60
指宿枕崎線	135	3	12	150
肥薩線	40	3	4	47
吉都線	3	0	1	4
日南線	2	0	3	5
合 計	269	13	33	315

1 種踏切；常時遮断機が作動している踏切

3 種踏切；警報機が設置されている踏切（遮断機はない）

4 種踏切；遮断機も警報機もない踏切

【令和8年度事業計画の内容】

1 踏切道の構造改良（拡幅）

3 種・4 種踏切道の規制強化、廃止及び格上げ要請の実施 1 回

2 踏切の安全対策

全方向踏切警報灯設置（2 箇所）

章	3 踏切道における交通の安全
節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。 加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。 また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。 歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅等、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。	

さらに、平成 27 年 10 月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめ及び令和 6 年 1 月に改定した「道路の移動円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、平滑化や踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

【令和 8 年度事業計画の内容】

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。

歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅等、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、平成 27 年 10 月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめ及び令和 6 年 1 月に改定した「道路の移動円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、平滑化や踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

章	3 踏切道における交通の安全
節	2 踏切道の統廃合の促進
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】	
踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第 3、第 4 種踏切道等地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。	
【令和 8 年度事業計画の内容】	
踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第 3、第 4 種踏切道等地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。	
ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行うとともに、統廃合や踏切遮断機の整備が困難な踏切道に対して、歩行者等の直前横断等を抑止するためのゲートや柵等の設置等踏切事故の減少が期待できる設備の整備を促進する。 県内の踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化やA I 等を活用した更なる踏切安全対策を推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行うとともに、統廃合や踏切遮断機の整備が困難な踏切道に対して、歩行者等の直前横断等を抑止するためのゲートや柵等の設置等踏切事故の減少が期待できる設備の整備を促進する。 県内の踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化や、A I 等を活用した更なる踏切安全対策を推進する。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
項 目	
細 目	

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。 【令和8年度事業計画の内容】 鉄道事業者、道路管理者等関係機関と連携し、踏切道に関連する新たな交通規制の実施や、既存の交通規制の見直しの必要性を検討していくとともに、現場の状況に応じた効果的な標識の設置方法についても検討していく。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	2 踏切道の統廃合の促進 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

道路改良の実施に併せて、近接踏切道で迂回路の状況等を考慮し、踏切の整備や統廃合を推進する。
また、必要により学校等に伺い、指導・教育を行うことで、事故の未然防止を図る。

踏切道数の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	1 種	3 種	4 種	合 計
肥薩おれんじ鉄道線	74	5	5	84

1 種踏切：踏切警報器と遮断機の両方が設置されている踏切

3 種踏切：遮断機はないが、踏切警報器が設置されている踏切

4 種踏切：踏切警報器も遮断機もない踏切（警標のみ）

章	3 踏切道における交通の安全
節	2 踏切道の統廃合の促進 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関 鹿児島市交通局電車事業課

【計画の実施方針】

安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。

踏切道の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	1 種	4 種	合 計
1 系統	16	3	19
2 系統	0	0	0
合 計	16	3	19

1 系 統：鹿児島駅前～騎射場～谷山

2 系 統：鹿児島駅前～郡元

1 種踏切：常時遮断機が作動している踏切

4 種踏切：遮断機も警報機もない踏切

【令和8年度事業計画の内容】

1 踏切保安設備の整備 16 箇所

2 踏切保安設備の更新 1 箇所

3 その他

令和7年度に引き続き、踏切の保安設備の更新など計画的な整備を図る。

章	3 踏切道における交通の安全
節	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレットの配布等啓発活動を促進する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消やう回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレットの配布等啓発活動を促進する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消やう回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項目	
細目	

実施機関	県警交通指導課
【計画の実施方針】 車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを推進する。 【令和8年度事業計画の内容】 踏切不停止等違反の交通指導取締りを推進する。	

令和 8 年度 鹿児島県交通安全実施計画

令和 8 年 9 月

発 行	鹿児島県交通安全対策会議
編 集	鹿児島県交通安全対策会議事務局
	(鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課内)
	〒890-8577
	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1
	T E L (099) 286-2523



鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課